

# Leak

新聞から見る事件報道の実態

— 検察とマスコミの構造的問題 —

広島市立大学国際学部

2010年度 井上ゼミ

伊藤 舞 竹下恵美

原口諒子 原本裕民

山本亜里

# Leak 新聞から見る事件報道の実態

## — 検察とマスコミの構造的問題 —

### 目次

はじめに .....	2
第一章 検察・マスコミの問題点 .....	4
第二章 調査・研究方法 .....	11
第三章 村木事件—村木厚子氏と虚偽有印公文書作成事件— .....	13
第四章 小沢一郎氏に関する政治資金規正法違反事件 .....	20
西松建設違法献金事件 .....	20
陸山会土地購入問題 .....	28
第五章 堀江貴文氏に関するライブドア事件 .....	43
第六章 鈴木宗男氏に関する一連の事件 .....	51
第七章 まとめ .....	68
おわりに .....	69
引用文献 .....	72

# Leak 新聞から見る事件報道の実態

## — 検察とマスコミの構造的問題 —

伊藤 舞 竹下恵美  
原口諒子 原本裕民  
山本亜里

### はじめに

2008年10月6日、朝日新聞は朝刊1面に特ダネとして「郵便法違反問題」を報道した。郵便法違反問題とは家電量販大手や広告会社関係者が障害者団体向けの郵便割引制度を悪用し、障害者団体などの名義で企業広告を格安で大量発送していた問題である。大阪地検特捜部は捜査の過程で、実体のない障害者団体に偽の証明書が厚生労働省から発行されたことをつかみ、翌09年2月26日に郵便不正公文書偽造の問題は刑事事件へと発展した。事件関係者とされた障害保険福祉部企画課長（当時）だった村木厚子氏（逮捕時は雇用均等・児童家庭局長）と厚生労働省社会福祉係長（当時）だった上村勉氏は逮捕起訴されたが、村木氏は無罪判決となった。

検察が起訴した容疑者の99%が有罪になるなかで村木氏が無罪となったのは、村木氏の逮捕容疑自体が大阪地検特捜部によるでっちあげによってつくられた壮大な虚構であったからだ。検察内部で作上げられたストーリーに沿うように調書が作成されていたのである。

そして後に、検察が証拠品として押収したフロッピーディスク内の文書の更新日時が改ざんされていたことが明らかになり、この事件を担当していた主任検事の前田恒彦被告、および上司の特捜部長・大坪弘道被告、特捜副部長・佐賀元明被告が最高検察長に逮捕される事態にまで至った。

この事件で村木氏が無罪判決を得るまでの各新聞社などの報道機関は、一貫して村木氏を犯人視報道していた。なぜ記者たちは、村木氏の無実の主張に耳を貸さず、検察のでっち上げの情報をそのまま報道してしまう結果となったのだろうか。

それには、検察とメディアの関係の構造、そして検察やメディアの体質に問題があると考える（詳しくは第1章で取り上げる）。

この村木氏に関する虚偽有印公文書作成事件(村木事件)をきっかけに、私たちは検察・警察から報道機関に流されるリーク、そして、リークをそのまま報じる報道に興味を持ち、

報道内容を実証的に検証しようということになった。検察の「国策捜査」と疑われている村木事件、堀江貴文氏に関するライブドア事件、鈴木宗雄氏に関する一連の事件、小沢一郎氏の西松建設違法献金事件・陸山会土地購入問題における読売、朝日、毎日の3新聞の報道を取り上げ分析した。

国策捜査とは捜査方針を決める際に、政治的意図やメディアや世論の動向に沿って検察や警察が「まず訴追ありき」で捜査を進めることをいう。

この分析から、各紙の報道がいかに検察の情報に偏った記事を書いているかということや、情報源を示していなかったり、ぼかしている記事が多いということがわかった。また、記事の書き方によって容疑者に対してマイナスのイメージを読者に与えるような記事も多いこともわかった。

この分析を通してメディアからの情報はすべてが正しいものではなく、受け手である私たちが情報を精査するメディア・リテラシーの重要性を喚起したい。

第1章では検察（警察）、メディアの問題点を取り上げる。第2章では詳しい分析方法を述べる。第3章では前に挙げた各事件の分析を行い、第4章でそれぞれの事件の分析を通してわかったことをまとめる。

## 第一章

### 検察・マスコミの問題点

本論の冒頭では、村木事件を例に検察の描いたストーリー沿った調書の作成、証拠であったフロッピーの改ざんといった大阪地検特捜部によるずさんな捜査と、村木氏が無罪判決を下されるまで犯人としてマスコミが報道したことを挙げ、検察とマスコミの報道の在り方について疑問を呈した。

この章では、検察とマスコミの問題点をそれぞれの持つ内部構造と体質、また、それらから生じる両者の癒着構造という3つの点から検証する。

#### 1. 検察の内部構造と捜査の不可視

まず、検察とはどのような機関だろうか。警察と検察を混同してしまうことが多いが、簡単に言うと警察は捜査機関であり、検察は公訴機関だ。つまり、警察の役割は犯罪を捜査し、被疑者を検察に送検することで、検察の役割は警察の捜査をチェックし、罪を犯したことが確実と思われる者を起訴し、法廷でその容疑を明らかにすることである。しかし日本の司法制度では、検察が警察を経ずに独自に捜査、起訴を一貫して行う、特別捜査部（以下、特捜部）という機関が存在する。

さらに特捜部は独自捜査権の他にも、新刑事訴訟法によって①検察官の判断で起訴するか否かを定める「起訴便宜主義」②公判供述と比較して検事調書に信用すべき特別の状況があれば、被告が法廷で調書と異なる証言をしても無視できる「検事調書の特信性」③裁判官が被疑者・被告の保釈を許可する場合には検察官に意見を聞かねばならない「保釈についての検察官の意見」が保障されている。この三点は、検察組織の権力拡大に大きく寄与した。

特に東京地検特捜部は過去、政治家汚職や大型脱税などを摘発し、大物政治家の立件・有罪判決などの結果を出していることから、「最強の捜査機関」と称されている。また、政治家案件ではロッキード事件以降の捜査において完全無罪判決が出ていないため、「不敗神話」を持つと言われることもある。それゆえに、裁判所も「特捜部は緻密で手堅い捜査をしている」と、検察に対して絶大な信頼を置いてきたのだろう。その結果日本では、99.9%という起訴されればほぼ有罪が確定するほどの高い有罪判決率を誇っている。いかに多くの裁判官が検察官の主張を鵜呑みにしているかが分かる。

しかし、2010年の村木厚子・元厚生労働省局長の冤罪事件（以下、村木事件）において、検察のずさんな捜査が白日の下に晒され、検察の信用は地に墮ちた。また、過去の特捜による捜査についても、正当性を疑問視する声が噴出している。いまや検察が緻密で手堅い捜査を行っているという神話は崩れ去り、司法関係者のみならず、検察に対する国民の目

も冷ややかである。検察が暴走を繰り返す原因、それは戦前より受け継がれてきた「検察の内部構造」にあるのだろう。

検察は、完全な縦社会といわれる。魚住昭著『冤罪法廷』（2010）の中で、リクルート事件で逮捕された江副浩正（前リクルート会長）がこう述べたことが記されている。「初めのころ、私は取調検事が恐かった。だが、取調検事は主任検事を恐がり、主任検事は検事正を恐がっている。特捜の上下関係は戦時下の軍隊に似た構造のように思えた」（p.131）。

そして魚沼氏はこうも記している。「上の指示が絶対視され、直接取り調べにあたる一線検事が異論を唱える余地はほとんどない。そのため、仮に一線検事が捜査方針の間違いに気づいても軌道修正はきかない。上が描いた筋書き通りの供述調書に署名させられない検事は無能の烙印を押されてしまう」（魚住、2010、p.131）。検察では特捜検事としてどう活躍出来るかが出世の鍵にもなっているため、一度失敗すれば出世のチャンスは永遠に失われる。

このように、絶対的存在である上司からの圧力を受け、出世のために活躍しなければならないという焦燥感にかられ、検事はいつも大きなプレッシャーを受けている。そのプレッシャーから生じると思われる、検察官による強引で違法な取り調べ、法の拡大解釈、マスコミへのリークといった、三つの問題点を以下に挙げ、検察の体質を検証する。

#### （1）違法な取り調べとその不可視

検察（警察）捜査の問題点として、取り調べが可視化されていない点が挙げられる。取り調べを行う際、被疑者と検察のやり取りは外部からの連絡を遮断された密室で行われている。そのため、捜査官が被疑者を威圧したり、罪を認めれば刑を軽くすると被疑者をそそのかし、やってもいなことを認めさせるといった違法な取り調べが行われることがある。その結果、検察（警察）は被疑者の意に反する供述を強いる、供述とは違う調書を作成し、冤罪を引き起こすこととなる。

2003年に起きた鹿児島選挙違反事件（志布志事件）では、取り調べを受けていた川畑氏が取調官から足首をつかまれ、家族の言葉に見立てて書かれた紙を無理やり踏まされた、いわゆる「踏み字事件」が起きた。最近では、厚生労働省の郵便不正事件の虚偽有印文書作成の罪により起訴された村木厚子・厚生労働省局長の公判の際に、証人が法廷で次々に供述を覆す事態が起きた。法廷で村木氏から指示を受けたと証言した上村勉・厚生労働省元係長は、捜査段階で作成した調書について「すべて作文だと言えます」と話し、なぜ作文の調書にサインをしたのかと訊かれると、「再逮捕をちらつかせるなど、心理的な圧迫を受けていた。これ以上、拘留が長引くのが怖かった」と打ち明けた（『創』2010.6、p.126）。

このような証言からも、取り調べが、いかに検察の意向に沿うように行われていたのかがわかる。被疑者の話は聞こうとせず、あらかじめ考えられたシナリオ通りに供述調書を作っていくのである。

また、この事件では2008年に取り調べの時に書き留める取り調べメモを破棄しないよ

うにという最高検からの通達があったにもかかわらず、検事や副検事はそのメモを全て破棄していた。この件に関して、上田敏晴検事は法廷で、「検察庁で、この取り調べメモが将来、公判にとって有益なのか、検察官か主任検察官によって判断する。私は主任検察官でしたからその判断で、破棄しました」と述べている（『創』2010.11、p.110）。この発言から検察は裁判での有益性がないと判断されれば資料を破棄するのは当然と考えていることが窺える。

ここで例に挙げた事件は、警察、検察のでっち上げによって作られた事件であった。志布志事件で起訴された12人も、郵便不正公文書偽装事件で起訴された村木厚子氏も裁判では無罪が確定した。それ以外にも、強引な取調べによって虚偽自白に追い込まれ、無期懲役の判決を受けて17年半もの間、勾留、受刑を強いられたが、DNA型鑑定の結果無罪であることが明らかになった足利少女殺害事件や、逮捕当初は否認したものの、高圧的な取調べで虚偽自白がなされた結果、実刑判決が確定したが服役後に真犯人が現れたことで元被告人の無実が明らかになった富山県での氷見事件など、違法・不当な取調べによる冤罪事例が多く発生している。こうして冤罪が明らかになった事件は、氷山の一角だろう。このような冤罪事件が起きたのも、取り調べが可視化されず、供述者の証言を無視した違法な取り調べを行ったことを証明する方法がないからである。

以上のことから、可視化されない取り調べは、被疑者の証言を無視し、検察によってあらかじめ考えられたシナリオ通りの供述調書を作られる場合があることを示している。閉鎖性のもとに、いかに検察が自身の意向に沿うように取り調べを行うこともあるということがわかる。でっちあげであっても検察がマスコミに「…は…と供述している」とリークすれば、それが新聞の紙面を飾りテレビで報じられ、社会的には「事実」となる。

## （2）法の拡大解釈

取り調べで十分な供述が引き出せず、証拠不十分で立件が困難な場合は、法律を拡大解釈するのが検察の常套手段だといわれる。検察は、法律の適用基準を恣意的に下げることによって、従来なら合法の範囲内だった行為を犯罪として摘発しようとする。

このことは、検察が2009年3月に西松建設関連の政治団体から小沢一郎氏側への約3500万円の政治献金をヤミ献金として摘発したことに表れている。従来、政治資金規正法違反で強制捜査に踏み切るのは「1億円以上のヤミ献金」に限るという暗黙のハードルが検察内で設定されていた。検察による不当な政治介入だと批判されないためだ。しかしこの件ではそのハードルがいきなり下げられ、収支報告書に記載された「表」のカネで、しかも3500万円余りの政治献金に関する記載を理由に、政治資金規正法違反で小沢一郎の公設秘書が逮捕されたのである。

## （3）マスコミへのリークと世論操作

マスコミへのリークによる世論操作も、捜査を優位に進める上で検察の常套手段のひとつ

つと考えられる。マスコミの力を利用して、被疑者の悪質性をことさらに誇張し、被疑者を逮捕すべきという「空気」を作り出す。

フリージャーナリストの青木理氏も、自身の著書の中で「まず、捜査に世論の追い風を吹かせる必要がある。このためにリークをするのだ。追い風が吹けば、捜査がやりやすくなる。被疑者以外の参考人の事情聴取でも、追い風が吹いていると調書が取りやすい」（青木理『国策捜査』、2008）と述べている。マスコミ側も検察の意図を汲んだ上で報道を行っているようだ。

鈴木宗男元衆院議員の汚職事件や小沢一郎議員のヤミ献金事件の際も、起訴状に盛り込まれなかったような微罪や不確定な容疑をマスコミにリークすることにより、検察の思惑通り、世論は被疑者を逮捕すべきという方向に傾いた。このように、マスコミに意図的にリークして世論操作を行うことにより、検察も被疑者を逮捕・起訴に持っていきやすくなる。本論文の研究テーマの要はまさにこの検察からマスコミへのリークであり、いかに検察がマスコミを利用して世論操作を行っているかを検証するのが、本論文の大きな目的である。

ここで問題なのは、たとえリークが事実と反することであっても報道されることで「事実」と認識されてしまうこと、そして誤った報道を行ったことに対する責任を誰も取ろうとしないことにある。検察からのリークであることは明らかであっても、報道機関は情報源秘匿の権利があるために、誤った情報を流したのが検察であることを公開しないし、ましてや批判することはない。検察は報道機関にとって最大の情報源であるために、検察を敵に回してしまうとネタを得られず特オチしてしまうからだ。また、検察側も「マスコミが勝手に報道したことで、検察は関与していない」と開き直ることができる。この検察とマスコミの関係性は、検察の暴走を助長する原因のひとつであり、日本のマスコミがジャーナリズムの大義を失っていく原因のひとつでもある。マスコミの検察依存体質に関しては、次節で検証する。

## 2. マスコミの内部構造と体質

マスコミは検察などの権力を監視する、社会的大義と使命を持っており、司法・立法・行政にならぶ、「第四の権力」としての役割を果たすことが期待されている。

しかし、先述したように、検察のリークによって、マスコミは検察の意図するような世論形成に加担しているのが実状だ。検察の捜査にほとんど疑問を投げかけることもなく、検察のリークをそのまま鵜呑みにし、無批判に情報を垂れ流している。どれだけ不確実な情報を垂れ流しにしているのか、本論文の調査結果を見れば明らかである。

このようなマスコミにおける問題点を、法人としてのマスコミ、マスコミ（新聞社）の出世構造、記者クラブ制度といった、三つの視点からマスコミの構造とその体質を検証していく。また、本研究の調査は新聞を対象としているため、ここでは新聞社を例に検証していくこととする。



## (1) 営利企業としてのマスコミ

マスコミはわれわれが社会で生きていく上で必要な情報を提供している報道機関である。しかし、第一にマスコミは営利企業であることを忘れてはならない。企業である以上、利益を追求しなければならず、他との競争が不可欠である。マスコミにおける競争とは、いかに大きな情報を他社よりもいち早く入手し、報道するかということである。これは、記者、報道機関の自己満足、プライドや名声のための競争でもある。さらに、ここ数年では大手新聞社が次々と経営悪化に陥り、産業全体としての危機的状況を迎えている(桂、2010、p.38)。これらのさまざまな要因と状況下でマスコミの競争が熾烈化していると言われる。そこにもマスコミの営利企業としての問題があるのではないだろうか。

検察、特に特捜部は日本で一番大きなニュースがそこから出てくる、重要な貴重な情報源(原、2010、p33)であるため、新聞社は大切な情報源である検察と安易に対立関係にはなれない。もし検察批判の記事を書けば、記者は出入り禁止などの報復を加えられるか(鳥賀陽、2010)、検事が取材に応じてくれなくなり、特オチ(=自社だけ知らずに報道できなかったこと。井上、2004、p100)を連発させられる。検察からの報復の結果としての特オチを恐れて記者は検察にとって不都合な記事は知っていても書くことができなくなる。

以上のように、営利企業であるマスコミは、厳しい市場の競争下、マスコミ・記者の名声のために、重要な情報源である検察を批判できない状況にある。そのため、マスコミは取材を通して知る、検察の捜査の違法性や、事件の矛盾点があることを知りつつも、目をつぶり、検察に対して無批判にならざるを得ない。

## (2) マスコミ（新聞社）の出世構造

新聞社の組織は縦社会である。リーク情報を得て、それを特ダネとして報じる記者が出世していくという業界（特に、社会部や政治部）の出世構造がある。それは、「新聞社の中には、上から下まで『リクルート事件に始まる検察との共存共栄モデルが1面トップに飾る特ダネ』という環境の中で生きてきた人たちがばかり」(鳥賀陽『ウオッチング・メディア』、2010)であるからだ。つまり、検察からのリークによって特ダネを書けるような記者が社内で評価重用され、出世し、幹部となっていく。そうして、幹部は同じようにリーク情報を取ってきて報じる部下の記者を評価し出世される。市民の利益に貢献したかだとかはほとんど評価に繋がらない。こうした社内の評価基準のため、記者は検察のリークの尻馬に乗り、無批判に報じてしまうのだ。

また、上杉隆氏は、「現場は本当のことを知っているんですよ。小沢さんの政治献金問題にしても、今回は違うだろうと途中からはそういう見方になっている。村木厚子さんの事件についてこれはおかしいと現場は思っているのに、上にあげると潰される。キャップ、デスクと上にあがると、まったく別の記事になってしまう」とも述べている(『創』2010.12、p71)。この発言から、新聞社幹部の意見が圧倒的に強く、現場の記者の声が上には通りに

くいこと、新聞社がいかに縦社会の構造であるかが理解できるだろう。

さらに言うと、「若い世代で気付いている人も、上には言えないわけですよ。(中略) 会社員辞めますか、ジャーナリスト辞めますか、というところで、ジャーナリストを辞めることを選択しているのが日本の記者たち」(『創』2010.8、上杉隆)である。

記者たちは上司の意向に反する行動をとることによるデメリット(仕事から外される、出世できなくなるなど)を避け、上司の意向を気かけながら報道をしているマスコミ組織の在りようが容易に想像できる。

このように、新聞社という会社の社員の一員でもある記者は、社内の評価基準や縦社会の構造に縛られてしまうことも一因となり、検察のリークを無批判に報じてしまうと言える。

### (3) 記者クラブ制度

記者クラブは検察、官公庁、政党、財界などにおかれ、取材報道活動の拠点として機能している。記者クラブは任意の親睦団体、友好団体であり、正式な機関ではない。しかし、記者クラブの加盟要件として、その記者が所属する報道機関が日本新聞協会(テレビ局も含まれている)に加盟していることがある。そのため、新聞協会に所属していない多くのマスコミや出版社などのフリージャーナリストなどは原則立ち入りさえも禁止なのだ。また、記者会見は記者クラブ主催のものが多く、「記者が時の統治権力に質問をぶつける機会」(『創』2010.8、新保哲生)である記者会見の出席も、記者クラブのメンバーに限定されてきた。

官公庁といった権力側は、発表する場合は、すぐに記事になりやすいよう要領よく要約した文章を付けて記者クラブに発表することも少なくない。例えば、「警察本部の記者クラブでは、事件や事故があるごとに広報課から資料提供や連絡が入る」(井上泰浩『メディア・リテラシー』、2004)。こうして、情報を記者クラブ内で独占的に得ることができていると考えられる。さらに、記者は「特ダネ」より「特オチ」を恐れるために、広報課からの資料をそのまま鵜呑みにして原稿を書くということもあるようだ。また、「インタビューが終わったら、たがいにメモを見ながら『ここがポイントだよ』と確かめ合ってから記事にする」(『創』高野孟、2009.8)こともある。

このように、検察や官公庁などからの情報を記者クラブに加盟するメディアが独占できる状態にある。そして、これらの権力側の情報源をうのみにし、「何もかも横並び、みんな渡れば怖くない」(『創』2009.8、高野孟)形式になっている理由の一つには、「特オチ」を恐れることがあると考えられる。

以上のことから、記者クラブの情報の独占と、「特オチ」をしないようにとする横並びの気質が、権力側(ここでは検察)が記者クラブ発の報道をある程度はコントロールできる状況を生み出しているといえる。

では検察側に本当に、そのような意図があるのだろうか。以下の例を挙げてみる。

北海道新聞記者の高田昌幸氏によると、「4月に最高検が通達を出し、高検・地検記者会見をオープンにしましょうという指令が出た。それをもとに各地検で会見オープン化の動きが始まっているが、どの記者が参加するかを地検側が基本的にすべて決めようとしている」（『創』2010.8）。

ここからわかるように、地検での会見オープン化は高検・地検が意図的に質問者を選ぼうとするものであり、都合の悪い記者は決して招かれることはないと思われる。つまり、オープンにされていながらも思うままに情報をコントロールしているのである。

そもそも本来の記者クラブの目的は、「国民の知る権利を代行する報道メディアが権力を監視しながら市民に情報提供するためのもの」である。それにも関わらず、マスコミが容易に検察からの情報をうのみにし、垂れ流してしまう背景には、以下の点が挙げられる。

- ① 情報を独占できるという記者クラブでの既得権益を守ろうとしていること。
- ② 「特ダネ」をとるより「特オチ」をしないようにとする、ジャーナリズムの大儀から逸脱した横並びの気質。

逆説的にいえば、記者クラブの既得権益が守られ、「特オチ」の心配がなく、検察（警察）から情報が入ってくる「おいしい」状態が、マスコミが垂れ流し体質から脱却できない理由の一つだと考えられる。また、検察は記者クラブへのリークにより、情報のある程度コントロールすることによって、捜査のしやすい世論を形成することができる。

このような「記者クラブ」制度のもとで育まれてきた報道と権力の癒着構造が、本来の記者クラブのあるべき姿を見えなくしているのだと考えられる。

## 第二章

### 調査・研究方法

第一章では検察とマスコミの問題点について検証した。そして、その問題点を新聞のリーク記事を分析することによって実証的に検証していく。検証をするに当たり、この章ではリークはどのようなものか、またそれぞれの事件を検証する際の調査・研究方法について説明していく。

#### リークの常套表現

まず、リークが報道される時の常套的な表現方法、表記について述べる。

「関係者によると・・・」は情報源をぼかして書くリーク記事の常套表現である。「関係者によると・・・」は必ずしも全てが検察、警察からの組織的で意図的なリークではない。個人的にうらみのある者や、内部の関係者が「個人的」にリークすることもある。また、複数の関係者から聞いた情報を一つにまとめ、一つの情報源からのリークのように報道することもあれば、複数の人のリークを入れ替えて報道し、記事を書いた本人にしか情報源が分からないようにしていることもある。しかし、捜査関係の情報は多くが検察・警察からのリークと考えても問題はない。捜査状況については基本的には検察・警察しか知りえないからである。

これらのことをふまえ、捜査情報を伝える記事で「関係者によると・・・」などのリークのキーワードが含まれているかどうか、またそのようなキーワードが入っていない記事でも、読んで総合的にリークであるかどうかを判断し、分析の対象にする記事を選ぶ。

#### 調査・研究方法

それぞれの事件の調査には三大全国紙の朝日新聞(以下「朝日」)、読売新聞(以下「読売」)、毎日新聞(以下「毎日」)の縮刷版、原本を使い、事件に関連する記事を探していく。この中で対象にするのは1面、社会面に掲載されたトップもしくは準トップの記事とし、それより小さい記事やベタ記事については対象としなかった。調査の対象期間は、それぞれの事件ごとに設定した。

村木厚子と虚偽有印公文書作成事件(村木事件)は2009年6月～7月の村木厚子氏の起訴までに設定した。小沢一郎氏の西松建設違法献金事件は大久保、石川両氏が起訴され、小沢氏が不起訴となった2009年3月と設定した。陸山会土地購入問題事件はこの事件に関する報道が無くなるまでの2009年10月～2010年2月に設定した。堀江貴文氏に関するライブドア事件は報道が始まって堀江氏が起訴される2006年1月～2月に設定した。鈴木宗男氏に関する一連の事件は2002年4月～捜査終結の記事が出た9月と設定した。

また、記事の選び方は「関係者によると・・・という」「検察は・・・の容疑を固めた模様だ」「捜査当局の調べでわかった」「容疑を認める供述を始めた」など、情報源があいまいな表現になっている記事を中心に選んだ。

その選んだ記事の中からリーク部分をまとめ、一紙ずつリーク記事一覧表にまとめた（表参照）。表には中傷的なリーク記事、捜査に関する法的な内容の記事の2種類に分け、記号で印を付ける。法的な内容の記事については、記事の内容が起訴されているか、判決で罪となった内容かどうか、起訴状、判決文（判決が出ている事件に限る）をもとに判断した。また、全体の記事の中で「関係者によると」、「検察は・・・の容疑を固めた模様だ」などがそれぞれどれほど使われているのか量的な面からも調べた。さらに主なリーク記事を各紙ごとに1、2例挙げ、リーク記事の解説をする。それらの表、記事をもとに報道と検察との問題点を分析・検証していく。

## 第三章

### 村木事件—村木厚子氏と虚偽有印公文書作成事件—

#### 1. 事件概要

2009年5月、自称障害者団体「凜の会」(現在は白山会に改称)の倉沢邦夫・元会長と河野克史・元メンバーが、大手家電量販会社や紳士服販売店、健康食品会社などのダイレクトメール(DM)を障害者団体の定期行物と装い、心身障害者用低料第三種郵便物として低価格で違法に発送し、通常の第三種郵便物の料金との差額を数十億単位で不正に免れたとして、郵便法違反の罪で逮捕された。

この郵便法違反事件に関連して、「凜の会」はDMを心身障害者用低料第三種郵便物として発送するために必要な障害者団体の証明に厚生労働省発行の偽証明書を使用しており、虚偽公文書作成罪および同行使罪も問題となった。この点に関して、虚偽公文書作成・同行使容疑で上村勉・元厚生労働省障害保健福祉係長が逮捕された。

また、上村係長の元上司で当時障害保健福祉部企画課長だった村木厚子・前雇用均等・児童家庭局長(逮捕時)も同容疑・同行使罪で逮捕・起訴された。しかし村木氏は任意聴取当初から一貫して容疑を否定しており、裁判でも関係者の多くが証明書の作成権限のあった村木氏が事件へ関与していなかったことを主張。2010年9月11日、大阪地裁は村木氏の無罪判決を言い渡した。

この虚偽有印公文書作成事件で、大阪地検特捜部の脅迫的な取り調べや裏付けも取らないずさんな捜査手法などが明らかになり、大阪地検特捜部主任検事証拠改ざん事件へと発展。前田恒彦・大阪地方検察庁特別捜査部主任検事を始め、検察関係者が次々と逮捕されるという異例の事態となった。

本章では、虚偽公文書作成事件を国策捜査の被害者ともいえる村木厚子氏に焦点を当てて考察していく。

#### 2. リーク概要

<リーク表現とその情報源の調査集計>

**読売新聞(2009年6月～2009年7月)**

虚偽公文書作成事件に関する記事の総数 7本

a)大阪地検特捜部によるリークと分かるリーク表現 (総数 2)

大阪地検特捜部は…方針を固めた、大阪地検特捜部の調べに対し…ことが分かった

b)「関係者」として情報源をぼかしたリーク表現 (総数 0)

関係者によると…、…関係者の話で分かった

c)その他の表現によるリーク (総数 1)

…とみられる、…がわかった、…という、…疑いが強まっている

・特捜部が情報源と思われるもの ……………1

大阪地検特捜部によるとと思われるリーク表現の回数

a)+b)+c)=3

※ b)と c)は特捜部によるものであると思われるものに限る

毎日新聞(2009年6月—2009年7月)

虚偽公文書作成事件に関する記事の総数 10本

a)大阪地検特捜部によるリークと分かるリーク表現 (総数 2)

b)「関係者」として情報源をぼかしたリーク表現 (総数 1)

・特捜部と思われるもの …………… 0

・特定不可能 ……………1

※「…は…と供述した」など、捜査過程において判明するようなもの、そして記事の文脈から判断した

c)その他のリーク表現 (総数 4)

・特捜部が情報源だと思われるもの ……………4

大阪地検特捜部によるとと思われるリーク表現の回数

a)+b)+c)=6

※ b)は特捜部によるものであると思われるものに限る

朝日新聞(2009年6月～2009年7月)

虚偽公文書作成事件に関する記事の総数 10本

a)大阪地検特捜部によるリーク (総数 2)

b)「関係者」として情報源をぼかしたリーク (総数 0)

c)その他のリーク表現 (総数 6)

- ・ 特捜部が情報源だと思われるもの ……………5
- ・ 村木氏の弁護士 ……………1

大阪地検特捜部によるとと思われるリーク表現の回数

$$a)+b)+c)=7$$

※ b)と c)は特捜部によるものであると思われるものに限る

以下の表は、新聞社別にリークソースをまとめたものである。ただし、表の数は記事のリード文の中に出てきたリーク表現のみを扱っている。

表 1 新聞社別のリークソース内訳

リークソース	読売	毎日	朝日	計
大阪地検特捜部	2	2	2	6
村木氏の弁護士	0	0	1	1
関係者・不明	0	1	0	1
その他・特捜	1	4	5	10

図1 リーク表現別グラフ

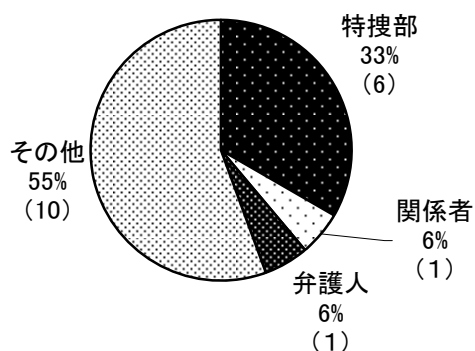
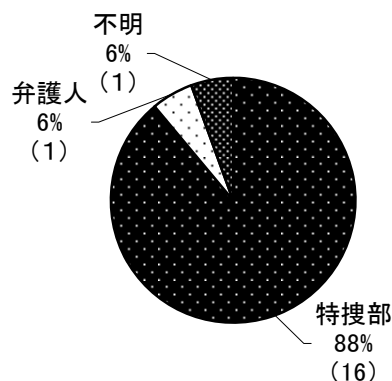


図2 リーク情報源別グラフ



(注)上記のグラフは、表 1 をもとに全新聞社のリーク総数を合わせて作成

村木事件に関する疑惑や容疑事実の報道では「…ということがわかった」「…という」など、情報元を明らかにしていないケースが 56%と半数以上を占めている。それと比較して、特捜部によるリークであることを明確に記しているのは約半数の 33%のみである。しかしリークの情報源を検証してみると、文脈やリーク内容から判断して、約 9 割が特捜部からのリークであることが推測される。

この事件報道では記事数・リーク数共に少ないため、数字で語ることは非常に難しい。リーク表現方法で見ると、ぼかして書いてある表現のほうがわずかに多いものの、検察からの情報であることが分かる表現と数を比較すれば大差はない。しかし、既に逮捕されて



いる関係者の証言などが主なリークとなっていることから、明記されなかったリーク情報源が特捜部あるいは検察であることは明らかであり、総じて検察関係者からのリークが主な情報源となっていたことが分かる。

### 3. 中傷的なリーク

(1)可能性の段階で伝えられていることにより負のイメージをもたらす

- ・読売新聞(2009.6.16 朝刊 社会面)

「証明書は同会発行の定期刊行物が障害者団体向けの郵便料金割引制度を利用するのに必要な書類だが、村木容疑者らはそのための申請書類を受け取らず、発行に必要な内部決裁も行わなかった疑い」

- ・朝日新聞(2009.6.14 朝刊 1面)

「証明書は課長に直接渡したと供述していることがすでに判明しており、凧の会側に証明書を渡したのは課長だった可能性が高まっていた」

- ・同紙(2009.6.16 朝刊 社会面)

「証明書偽造の背景に、同法成立に向けて野党の協力を得たいという期待感が同省内で共有されていた疑いがある」

- ・同紙(同上)

「村木局長は元部長から依頼を受けたあと、この国会議員の元公設秘書で凧の会元会長の倉沢邦夫容疑者(73)=虚偽有印公文書作成・同行使の共犯容疑で逮捕=と面会。部下だった企画課係長の上村勉容疑者(39)=同=には、『議員案件』であることから、正規の手続きをしないままでも証明書発行を急ぐよう指示した疑い」

- ・同紙(2009.6.16 夕刊 社会面)

「容疑を否認している村木局長が正規の手続きを知りながら、部下だった係長の上村勉容疑者=共犯容疑で再逮捕=に不正発行を指示した疑いがある」

(2)人間性についてマイナスイメージをもたらす

- ・読売新聞(2009.6.16 朝刊 社会面)

「当時部下だった同省係長・上村勉容疑者(39)(同容疑で再逮捕)が大阪地検特捜部の調べに対し、『偽証明書を交付した後、村木容疑者から「(この件は)もう忘れるように」と言われた』と供述している」

- ・毎日新聞(2009.6.17 夕刊 社会面)

「上司だった元同課長で前雇用均等・児童家庭局長、村木厚子容疑者(53)から『「適当でいいから証明書を出しておいて」と指示された』などと大阪地検特捜部の調べに供述している」

- ・同紙(同上)

「上村容疑者は既に、村木容疑者に『活動実態がない団体だ』などと報告していたが、村

木容疑者は6月、上村容疑者に『「議員案件」だから正規手続きを経なくてもいい。適当でいいから証明書を』と話した」

・朝日新聞(2009.6.15 夕刊 1面)

「上村係長は04年4月に決裁文書を偽造した後、6月になって村木局長から『証明書はどくなっていますか。出せるなら早くやっつけてしまいましょう』と指示された」

・同紙(2009.6.17 朝刊 1面)

「上村係長は04年6月初め、村木前局長に呼ばれ、凜の会への証明書について『早く出してあげて。決裁のことは気にしないでいいから』と催促されたという。そのうえで、証明書の発行日は6月ではなく、5月にさかのぼるよう指示された」

・同紙(同上)

「6月初め、『5月28日付』とした偽の証明書を村木前局長に手渡すと、『ご苦労さま。この件はもう忘れて下さい』とも言われた」

#### 4. 主なリーク記事の解説

##### (1) 読売新聞

2009年6月16日の記事から抜粋

- ・「当時部下だった同省係長・上村勉容疑者(39)(同容疑で再逮捕)が大阪地検特捜部の調べに対し、『偽証明書を交付した後、村木容疑者から「(この件は)もう忘れるように」と言われた』と供述していることがわかった。」
- ・「特捜部の調べに対し形式的に書類をそろえた方がいいかと尋ねたところ、『面倒なことになるから気にしないで下さい』などと言われ、『(この件は)もう忘れるように』とも言われたと供述している。」

下線部のような会話表現を用いることによって、あたかも本当に村木氏が発言したかのように錯覚させることが出来る。そして村木氏が本件で問題となっている偽証明書発行に直接関与していることを強調すると同時に、「村木という人間はいいかげんな性格で、事件に関与していてもおかしくない」といった負のイメージを読者に抱かせる。

##### (2) 毎日新聞

2009年6月17日の夕刊記事抜粋

- ・「上司だった元同課長で前雇用均等・児童家庭局長、村木厚子容疑者(53)から『「適当でいいから証明書を出しておいて」と指示された』などと大阪地検特捜部の調べに供述していることがわかった。」
- ・「上村容疑者は既に、村木容疑者に『活動実態がない団体だ』などと報告していたが、村木容疑者は6月、上村容疑者に『「議員案件」だから正規手続きを経なくてもいい。適当でいいから証明書を』と話したという。」

読売新聞と同様に、村木氏が証明書発行に関与していたことと、「村木氏が事件に関与し

ていても不思議ではない」というイメージを抱かせようとしたものであると思われる。

### (3)朝日新聞

2009年6月16日の記事抜粋

- ・「特捜部は証明書偽造の背景に、同法成立に向けて野党の協力を得たいという期待感が同省内で共有されていた疑いがあるとみて…」
- ・「特捜部の調べによると、村木局長は元部長から依頼を受けたあと、この国会議員の元公設秘書で凛の会元会長の倉沢邦夫容疑者(73)=虚偽有印公文書作成・同行使の共犯容疑で逮捕=と面会。部下だった企画課係長の上村勉容疑者(39)=同=には、『議員案件』であることから、正規の手続きをしないままでも証明書発行を急ぐよう指示した疑いがある。」
- ・「これまでの調べによると、凛の会への証明書発行時、村木局長の当時の部下で係長だった上村容疑者は、この控えを用意しないまま現物の証明書1枚を同局長に渡したとみられている。」

この記事には、上記のものを含め大阪地検特捜部からのリークと思われるものを中心に10本ものリーク表現が用いられていた。典型的なリーク記事である。また、「疑いがある」、「みられる」といった可能性の段階で報道することにより、村木氏が関与していたかもしれないという方向に世論を形成する意図があったと思われる。

### 5. まとめ

本件の特徴として、読売・毎日・朝日新聞各社の記事内容が情報源を明記していないにも関わらず酷似していることが挙げられる。例えば、2009年6月16日発行の読売新聞社会面と同年6月17日発行の朝日新聞1面を見比べてみると、上村氏が証明書を渡した後に村木氏に掛けられた言葉が瓜二つである。その他にも、会話表現を中心に全紙共通で記事内容が酷似している。このことは、各社が検察からのリークに基づいて記事が書いていたことを示している。村木氏は任意事情聴取の翌日に逮捕され、関係者もそれ以前に全員逮捕されており、捜査状況などのリークは捜査関係者、つまり検察関係者から出たものとしか考えられないからだ。中央省庁の局長が逮捕されるのは非常に珍しいということで、新聞だけでなくテレビ等も連日この事件を報道しており、真偽はともかく各紙で様々な内容の記事が出てもおかしくない状況であったにも関わらず(大阪地検特捜部主任検事証拠改ざん事件に関しては朝日新聞がスクープしたが)、虚偽有印公文書作成事件においては、どこかの新聞社が他社と大きく異なる記事を出すことはなかった。三社は、示し合わせたかのように酷似する記事を書いただけであった。

状況証拠のみで決定的証拠が浮上しないまま村木氏の容疑を確定しようとする検察の捜査方針に、多くの事件に遭遇してきた新聞記者が疑問を抱かないはずがない。恐らく多くの記者が疑問を抱いたであろう。事実、週刊朝日などは虚偽有印公文書作成事件で逮捕

された村木氏が無実であることを証明しようと奮闘していた。それでも新聞三大紙と呼ばれる読売・毎日・朝日新聞が検察の捜査を批判的に報道できなかったのは、新聞社にとって検察が最大の情報源であるからに他ならない。ここに、検察という最大の情報源に依存するメディアの体質が見える。

## 第四章

### 小沢一郎氏に関する政治資金規正法違反事件

#### 西松建設違法献金事件

##### 1. 事件概要

西松建設の違法献金事件とは、準大手ゼネコンの西松建設が同社OBを代表として二つのダミーの政治団体(新政治問題研究会と未来産業研究会)を設立し、与野党の有力政治家に献金していたとされる事件である。その中で、特に多額の献金を受けていたとされる小沢氏が代表を務める陸山会が捜査の対象となった。そして、東京地検特捜部が2009年3月に、政治資金規正法違反罪で小沢一郎民主党幹事長(当時)の公設第1秘書、大久保隆規氏を起訴した。ここで、小沢氏にも特捜部から任意の事情聴取が行われ、小沢氏関与の報道がなされたが、起訴までは及ばなかった。

しかし、西松建設の違法献金事件と陸山会の土地購入問題の事件をきっかけに東京第5検察審査会は2010年9月、小沢氏について「起訴すべきだ」と議決した。これを受け10月に東京地裁から選任された指定弁護士3人が検察官役となって、小沢氏は強制起訴されることとなった。

##### 2. リークの概要

<リーク表現とその情報源の調査集計(2009年3月)>

###### 朝日新聞

記事の総数 37本 リード文内のリーク表現(総数12) (一面、社会面に限る)

###### a) 東京地検特捜部によるリーク(総数3)

東京地検特捜部(特捜部)は…方針だ、…方針を固めた、…と見ている、…模様だ

###### b) 「関係者」として情報源をぼかしたリーク(総数3)

関係者によると…、…関係者の話で分かった

・特捜部と思われるもの……………3

※「…は…と供述した」など捜査過程において判明するようなもの、記事の文脈から判断した

###### c) その他のリーク表現(総数6)

…わかった、…という、…と見られる

・特捜部と思われるもの…………… 5

・特定不能 ……………1

東京地検特捜部によると思われるリーク表現の総数 a)+b)+c)= 11

※ b)と c)は特捜部によるものと思われるものに限る

## 毎日新聞

記事の総数 44 本 リード文内のリーク表現 (総数 11) (一面、社会面に限る)

a)東京地検特捜部によるリーク (総数 4)

b)「関係者」として情報源をぼかしたリーク (総数 2)

・特捜部と思われるもの……………0

・ゼネコン ……………2

※「…は…と供述した」など捜査過程において判明するようなもの、記事の文脈から判断した

c)その他のリーク表現 (総数 4)

・特捜部と思われるもの……………0

・特定不能 ……………4

d)ゼネコン関係者によるリーク (総数 1)

ゼネコン関係者らによると…、

東京地検特捜部によると思われるリーク表現の総数 a)+b)+c)= 4

※ b)と c)は特捜部によるものであると思われるものに限る

## 読売新聞

西松建設事件に関する記事の総数 24 本 (一面、社会面記事に限る)

うち、リード文内のリーク表現 (総数 30)

a)東京地検特捜部によるリークと分かるリーク表現 (総数 10)

b)「関係者」として情報源をぼかしたリーク表現 (総数 4)

…関係者の話でわかった

・特捜部 ……………0

・ゼネコン ……………2

- ・ 特定不能(陸山会?ゼネコン?特捜部?) ……………2

※ 関係者というぼかした表現を判断した基準は、記事の文脈から判断をした

c)その他のリーク表現 (総数 7)

- ・ 特捜部と思われるの ……………2
- ・ ゼネコン関係者 ……………1
- ・ 特定不能 ……………4

d)ゼネコン関係者によるリークとわかるリーク表現 (総数 8)

e)業者によるリークとわかるリーク表現 (総数 1)

業者社は…と証言し

東京地検特捜部によると思われるリーク表現の総数  $a)+b)+c)=12$

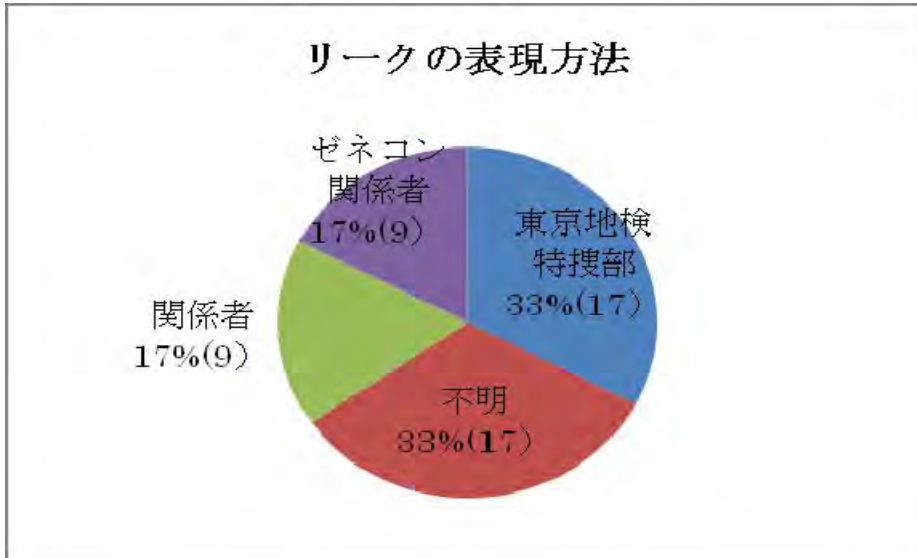
※ b)と c)は特捜部によると思われるものに限る

以下の表は新聞社別にリークソースをまとめたものである。ただし、表の数は記事のリード文の中に出てきたリーク表現のみを扱っている。

表 1 新聞社別のリークソース内訳

リークソース	朝日新聞	毎日新聞	読売新聞	合計
東京地検特捜部	3	4	10	17
関係者・特捜部と思われる	3	0	0	3
関係者/ゼネコン関係者と思われる	0	2	2	4
関係者/特定不能	0	0	2	2
その他/特捜部と思われる	5	0	2	7
その他/ゼネコン関係者と思われる	0	0	1	1
その他/特定不能	1	4	4	9
ゼネコン関係者	0	1	8	9
業者	0	0	1	1
合計	12	11	30	53

図1 リーク表現別グラフ

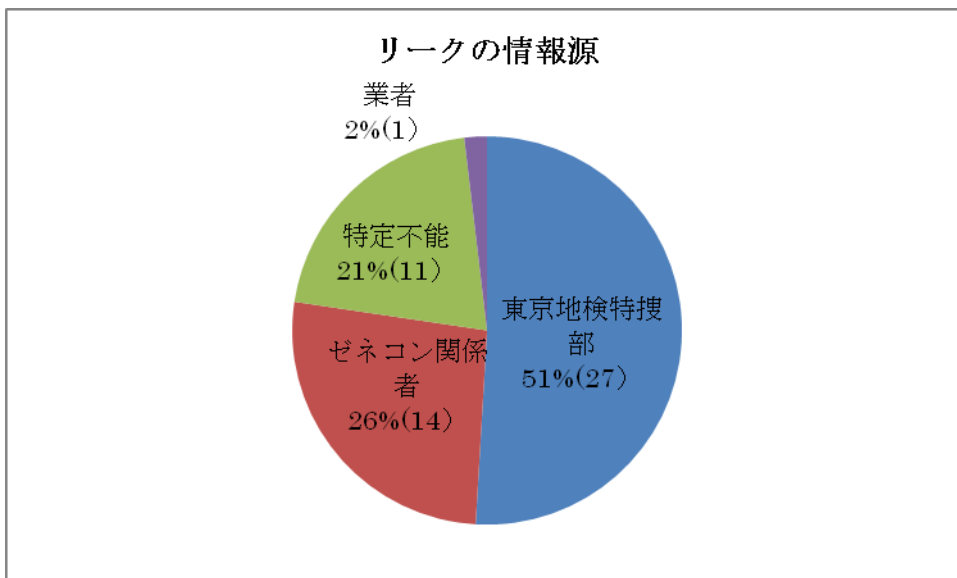


(注) 表1をもとに全新聞社のリーク総数を合わせて作成

上の表と円グラフからわかるのは、リード文内で情報源を明らかにして書かれる記事の中では、多くが「東京地検特捜部」であり、約3割を占めている。また、情報源をぼかした表現である「関係者」と、情報源が示されていない「判断不可能」は5割を占めている。このことから、リード文内のリード文内の大半が情報源のわからない形で記事が書かれていることがわかる。

次に上記の円グラフで「関係者」と、情報源が示されていない「判断不可能」なものを記事の文脈などで情報源を判断し、「特捜部」や「ゼネコン関係者」などに分けて円グラフにした。

図2 リーク情報源別グラフ



(注) 表1をもとに全新聞社のリーク総数を合わせて作成



リード文内のリーク記事の約 5 割が東京地検特捜部を情報源としていることがわかる。つまり、「関係者」として情報源をばかしたり、そもそも記事内に情報源を示さなかったりする記事であっても西松建設の違法献金事件の各紙の報道の情報源は東京地検特捜部が半分以上を占めていたということである。また、東京地検特捜部なのか、ゼネコン関係者なのか、またはそれ以外なのか文脈などからも判断できないものを特定不能としたが、その割合が約 2 割あることがわかる。この 2 割の記事は何の脈絡もなく「…わかった」「…という」などと表現されており、なぜそのようなことを言えるのかという根拠が全く感じられないことから、信憑性が低いと思われる。

### 3. 中傷的なリーク

#### (1) 事件とは直接関係のないリーク

記事の中には 事件そのものに関係せず、容疑者や被告のイメージを悪くするような内容の記事が見られることがある。違法献金事件の中にもそれと見受けられる記事があった。

・読売新聞 2009. 3. 5 夕刊 1 社 39

「所属する党が変わっても、小沢さんの集票力は大きい。岩手県は民主党ではなく、『小沢党』だ」

この記事は事件の内容に直接関係のない記事である。しかし、小沢氏の影響力は強く誰も刃向かうことはできないというイメージを与える。この表現が違法献金事件の中で用いられることによって小沢氏は東北地方のゼネコンに対して、小沢氏のその影響力を使って献金を強いていたのではなかという印象がもたらされると考えられる。

#### (2) 負のイメージをもたらすリーク

・読売新聞 2009. 3. 4 夕刊 1 面

「献金が終わると、陸山会側から 2 団体に領収書が送られてきたという。こうした手続きは毎年繰り返され、陸山会側から西松建設側に、『今年もよろしく』などと、前年並みの献金額を求めることもあった」

・同紙 2009. 3. 5 朝刊 1 社 39

「『岩手で仕事をするには、何にしても小沢事務所の許可がいる。西松が、ダミーの政治団体まで作って小沢さんへ献金を強化していたのは、すごく理解できる』…。『最近公共工事が減っているが、小沢事務所に献金していないと、やっぱり怖いですよ』とも打ち明けた」

・同紙 2009. 3. 12 朝刊 1 面

「小沢代表側からの求めに応じて献金していたというゼネコンの元東北支店幹部は、『工事

の発注者から「小沢さんの所に行ってください」と言われたこともある。献金を断って工事の受注がスムーズにいかなくなるのが怖かった』と話している」

・毎日新聞 2009.3.17 朝刊

「特捜部の調べに対して、西松建設元幹部らは…『小沢氏側のゼネコン業界への影響力は無視できない。強い献金要請を断って、業界から外される事態を防ぐため、献金を続けざるを得なかった』という趣旨の話をしているという」

・同紙 2009.3.7 朝刊 1面

「同社関係者や国会議員のベテラン秘書によると、小沢代表は『東北・北関東では王様』と呼ばれるほど建設業界に影響力を持っており、国沢容疑者らはそれに期待していたとみられる」

・朝日新聞 2009.3.5 夕刊 1面

「下請け業者からの入金が遅れると、西松建設側にクレームをつけていたという」

ここで挙げたいいくつかの記事では、東北地方のゼネコン業界で小沢氏の影響力が大きく、そのゼネコン関係者の多くが小沢氏側を恐れていたという印象を与える。そして、影響力を使って小沢氏側は献金をさせていたのではないかという疑惑を読者に植え付けることになる。実際に起訴されたのは、公設第一秘書の大久保氏であり、小沢氏は嫌疑不十分で不起訴になっているにも関わらず「小沢氏側」と書くことによって秘書だけでなく小沢氏の関与をにおわせているように思われる。記事の内容以外にも、新聞に載せられている写真も大久保氏よりも小沢氏のほうが多く、見出しだけを読んだ人や写真だけが目に留まった人であれば小沢氏が事件に積極的に関わっていると考える人は多いと思われる。

#### 4. 主なリーク記事の解説

##### (1) 信憑性が薄いと思われる記事

毎日新聞 2009.3.5 朝刊 1面

「大久保隆規容疑者側が、準大手ゼネコン『西松建設』の現職幹部から一部の献金を直接受け取った疑いがあることが関係者への取材で分かった」

上記の大久保氏が西松建設から直接献金を受け取ったという内容の報道は毎日新聞だけが行っており、他の2紙では報じていない。また、記事を書いた毎日新聞も3月5日の朝刊のみでしかこの内容の記事は出していない。毎日新聞が1面で報じた単独スクープであったが、他紙も後追いをしなかったことや情報源をぼかして書いてある点から、この記事の信憑性は低いと思われる。

## (2) 起訴状との照らし合わせ

西松建設の違法献金事件では、大久保容疑者が起訴され、すでに公判が始まっている。ここでは公判の検察側の冒頭陳述を用い記事の内容と冒頭陳述の内容の照らし合わせを行う。検察側の冒頭陳述の主な趣旨は以下のとおりである。

- a) 新政治問題研究会（以下、新政研）、未来産業研究会（以下、未来研）には政治団体としての実体がない
- b) 新政研・未来研名義の献金は西松建設の資金によるものである
- c) 被告人が小沢事務所による「天の声」の発出を担当し、これを背景に選挙の際の支援や、下請け企業を使った多額の献金などをゼネコンに要求していた
- d) 被告人が本件寄付につき西松建設からのものであると認識していながら、新政研・未来研からの寄付として受けた上、陸山会及び第4区総支部の収支報告書にその旨の虚偽の記入をした。
- e) 寄付の受け皿を増やして分散し、本件寄付が目立たないようにするなどしていた

上記を踏まえて各紙の記事をしてみる。

### 読売新聞 2009.3.6 夕刊 社会面

「『西松建設』…がOBを代表とした二つの政治団体を2006年に解散させた際、両団体に残っていた資金の大半を小沢代表側の団体に献金していた」

「同社関係者によると両団体には計800万円の資金が残っており、残金の処理方法を検討したところ、以前から国会議員の中でも密接な関係があり、献金総額が最も多かった小沢代表側の団体に献金するなどして、残金を処理することに決まった」

### 毎日新聞 2009.3.7 夕刊 1面

「『西松建設』OBが設立した二つの政治団体が06年に相次いで解散した際、全額のほぼすべてを小沢氏側に集中献金していたことが分かった」

「東京地検特捜部は、西松建設が、陸山会の会計責任者で小沢代表の公設第1秘書、大久保隆規容疑者に相談して、残金の処理方法などを決めていた疑いがあるとみて追及している模様だ」

この読売新聞では西松建設が新政研と未来研に残っていた残金の処理方法を単独で検討したような書き方になっているが、毎日新聞を見ると、西松建設と大久保氏が相談して処理方法を決めていた疑いとなっている。読売新聞の情報源は西松建設の関係者であり、毎日新聞の情報源は東京地検特捜部である。読売、毎日の両紙とも後にこの件に関する記

事は出していない。また、朝日新聞はこの内容の記事を書いていない。さらに、大久保氏の起訴内容には西松建設と大久保氏が残金の処理方法について相談したことは含まれていない。以上のことから、新政研と未来研が解散した時の残金の処理として小沢氏側に献金をしたというのは事実かもしれないが、西松建設と大久保氏が相談をして決めたというのは信憑性が低い報道である。

## まとめ

大久保氏が逮捕されてから起訴されるまでに次々と疑惑が報じられたが、その情報源のほとんどが東京地検特捜部によるものであることがこの分析からわかった。また、情報源をぼかしたり、示さなかった記事が半数を占めていた。そういった記事であっても逮捕された大久保氏の供述内容などは検察しか知り得ない情報であり、検察のリークによるものであると考えられる。この違法献金事件でも最終的に東京地検特捜部を情報源とした記事は全体の半数以上であり、新聞社は特捜部の情報に頼りきりで記事を書いていたと言える。

そして、各紙で事件の内容が違っていたり、1紙だけが書いていたが、その後は報道が一切行われなかった記事もあった。これは検察のリークを鵜呑みにして裏をとらないまま記事を掲載していた典型であると思われる。正確な情報を伝えなければならない新聞社であるが、西松建設の違法献金事件においては情報源の偏りがあり、その情報を不批判にそのまま載せた記事もあると言える。

また、そのような記事が流れることによって、小沢氏が献金に関与していたのではないかという負のイメージを読者に与えることにもつながったと思われる。そもそも、東京地検特捜部は西松建設から献金を受けていた政治家は小沢氏以外にもいたにも関わらず、小沢氏の側近である大久保氏だけを逮捕し、起訴した。これは東京地検特捜部が民主党代表である小沢氏も続けて起訴し、政界の大物を起訴したという手柄をあげようとしたようにも思われる。もしそうであるならばこの事件は検察の国策捜査と言えるのではないだろうか。

# 陸山会土地購入問題

## 1. 事件概要

2004年10月、民主党の小沢一郎氏の資金管理団体「陸山会」は約3億4000万円で東京都世田谷区の土地を購入。しかし、土地購入の直前、小沢氏の資金管理団体の口座からの移し替えなどにより、原資の分からない4億円以上の資金が入金されていた。資金の移動はその年の政治資金収支報告書に収入として記載されておらず、翌年2005年に記載されていた。

これをうけて、2010年1月15日、東京地検特捜部は政治資金規正法違反（虚偽記入）容疑で、「陸山会」の会計事務担当だった元私設秘書の石川知裕衆院議員と、後任の池田光智・元私設秘書を逮捕した。また、16日午前、元会計責任で公設第1秘書・大久保容疑者を同罪で逮捕。

2010年2月3日、東京地検は政治資金規正法違反容疑で告発されている小沢一郎氏を、石川氏らとの共謀が十分に立証できていないとして嫌疑不十分で不起訴とした。一方で、4日、政治資金規正法違反罪で石川議員ら3人を起訴した。

**図解** 小沢一郎氏と陸山会の資金移動（産経新聞2010年10月4日を基に作成。）  
 (□は政治資金収支報告書に記載、■は政治資金収支報告書に記載されていない)

### 04年10月28日 土地購入時

小沢一郎 →→→→→ 陸山会 →→→→→ 不動産会社  
 + □4億円（複数口座から入金） □3億5200万（土地購入）  
 （水谷建設の5000万の企業献金か？立件されず）

### 同日、土地購入の直後

小沢一郎の政治団体 →→→→→ 陸山会 →→→→→ 銀行  
 3団体 □1億8000万 ■4億円（定期預金）  
 ←←←←←

### 2005年3月

小沢一郎 →→→→→ 石川議員 →→→→→ 陸山会  
 □4億円 □4億円（複数の口座から入金）  
 ■4億円の借入金

### 2005年5月

←←←←← 石川議員 ←←←←← 陸山会  
 □4億円 □4億円

### 2007年5月ごろ

小沢一郎 ←←←←← 陸山会  
 □4億円（04年の小沢氏への返済として）

## 2. リーク概要

<リーク表現とその情報源の調査集計> (2009年10月～2010年2月)

### 読売新聞

土地購入問題に関する記事の総数 52 本 (一面、社会面記事に限る)

うち、リード文に含まれたリーク表現 総数 28

#### a) 東京地検特捜部によるリークと分かるリーク表現 (総数 11)

特捜部は…見方を強めている、東京地検特捜部は…の方針だ

東京地検特捜部は…方針を固めた、東京地検特捜部 (特捜部) は…とみられる

特捜部は…とみて調べている

#### b) 「関係者」として情報源をぼかしたリーク表現 (総数 16)

…関係者の話でわかった、関係者によると…

・特捜部と思われるもの…………… 12

・特定不可能のもの…………… 4

※「関係者」というぼかした表現を特捜部と判断した基準は、「…は…と供述した」など、捜査過程において判明するようなもの、そして記事の文脈から判断をした

#### c) ソースを全く明かしていないその他のリーク表現 (総数 1)

…わかった (特捜部と思われるもの)

東京地検特捜部によると思われるリーク表現の総数  $a) + b) + c) = 24$

※ b)は特捜部によるものであると思われるものに限る

### 朝日新聞

土地購入問題に関する記事の総数 41 本 (一面、社会面に限る)

うち、リード文に含まれたリーク表現 総数 19

#### a) 東京地検特捜部によるリークと分かるリーク表現 (総数 3)

#### b) 「関係者」として情報源をぼかしたリーク (総数 2)

※ 関係者というぼかした表現を特捜部と判断した基準は、「…は…と供述した」など、捜査過程において判明するようなもの、そして記事の文脈から判断をした

#### c) ソースを全く明かしていないその他のリーク表現 (総数 14)

・特捜部であると思われるもの…………… 10

・判断不可能…………… 4

東京地検特捜部によると思われるリークの表現の総数  $a)+b)+c)=15$

※ b)と c)は特捜部によるものであると思われるものに限る

### 毎日新聞

土地購入問題に関する記事の総数 55 本（一面、社会面に限る）

うち、リード文に含まれたリーク表現 総数 24

a) 東京地検特捜部によるリークと分かるリーク表現（総数 6）

b) 「関係者」として情報源をぼかしたリーク（総数 1）

c) ゼネコン関係者によるリークと分かるリーク表現（総数 1）

d) ソースを全く明かしていないその他のリーク表現（総数 16）

- ・ 特捜部であると思われるもの…………… 11
- ・ 政治資金問題取材班（毎日）…………… 2
- ・ 特定不可能…………… 3

東京地検特捜部によると思われるリークの表現の総数  $a)+b)+d)=23$

※ b)と d)は特捜部によるものであると思われるものに限る

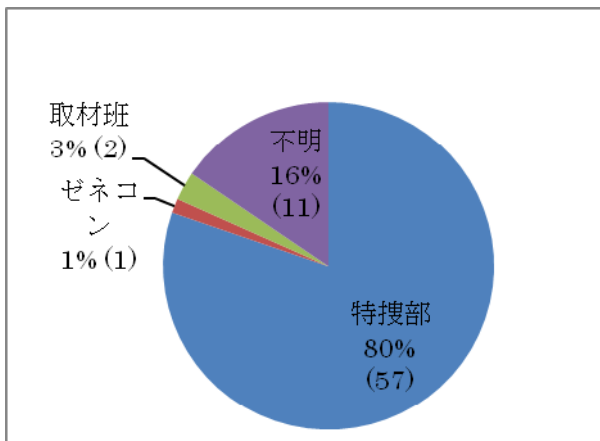
以下の表は土地購入事件の新聞社別にリークソースをまとめたものである。ただし、表の数は記事のリード文の中に出てきたリーク表現のみを扱っている。

表1 「新聞社別のリークソース内訳」

リークソース (リード文のみ)	読売新聞	朝日新聞	毎日新聞	合計
東京地検特捜部	11	3	6	20
関係者・特捜部	12	2	1	15
関係者・不明	4	0	0	4
ゼネコン関係者	0	0	1	1
その他・特捜部	1	10	11	22
その他・取材班	0	0	2	2
その他・不明	0	4	3	7
合計	28	19	24	71

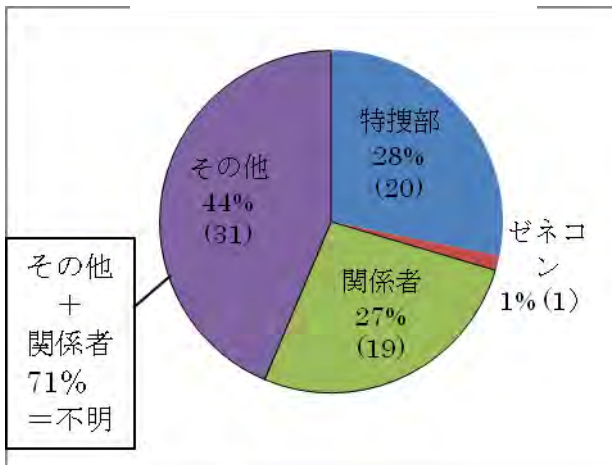
(注) 本文の後ろに添付したリーク記事集計表を基に作成

図1 リーク表現別グラフ



(注) 表1を基に全新聞社のリーク数を合わせて作成。

図2 リーク表現別グラフ



(注) 全新聞社のリーク数を合わせて作成。

図1から分かるように、平均的に3社の新聞社(読売、朝日、毎日)がリークの情報



掲載する際、(ここでは土地購入事件のみを指す)ほとんど新聞社はリーク情報を掲載する上で、そのリークソースを明かしていない。リークソースを特捜部、ゼネコン関係者であるとある程度明かしているのは、全体の 29%にとどまり、一方で、「関係者」と「その他」の表現で全くソースを明かしていない情報は、全体の 71%にもものぼる。つまり、ソースを明らかにしないように、「関係者」という言葉が、多用されていることが右図からわかる。

したがって、土地購入事件において新聞社がリークによって得た情報を新聞に掲載する際は、  
①ソースを 3 割明かし、7 割は明らかにしない  
②ソースを明らかにしないために、「関係者」という言葉を多用する  
ということが、図 1 から読み取れる。

図 2 のリーク情報源別グラフは、新聞に掲載されたリーク情報のソースを示したものである。しかし、上述したように、ソースは 7 割が明らかにされていない。そのため、リークソースが不明なものは、ソースがどこであるかを記事の文脈から筆者が独自に判断した。そのため、「特捜部」と示した部分には、特捜部と明らかにされているものと、特捜部と筆者が特捜部と判断しているものを合わせたものであるということを、留意していただきたい。

土地購入事件の記事においては、図 2 から、3 社の新聞社が記事に記載しているリークによって得られた情報の 8 割が、東京地検特捜部からのリークによるものであると判断できる。

したがって、3 紙の土地購入事件についての記事は、ほとんどが東京地検特捜部からのリークに基づいて書かれたものであると考えることができる。

### 3. 中傷的なリーク

上述したように、記事に記載されたリークは、約 7 割が情報源を記されていない。その情報源が保障されていないリークによって書かれた記事の中には、容疑者や被告への中傷的なもの、読者に負のイメージをもたらすような記事が見受けられた。そのような記事は、疑いの段階でのリークによって書かれたもの、外部からの評価によるもの、事件に直接的に無関係なもの、の 3 つに分類できた。それぞれ 3 紙(読売、朝日、毎日)から例を挙げ、以下に検証する。

#### (1) 疑いの段階でのリークによる記事

リークによって書かれた記事には、事実であると証明されていない「疑いの段階」のことにおいても、「…可能性がある」「特捜部は…とみている」などの文言がよく使われ紙面に掲載されていた。このように疑いの段階のことでも新聞に掲載されると、それがあたかも事実であることであるかのように、錯覚してしまう恐れがある。以下に二つの例を挙げる。

・読売新聞 2010.1.15 朝刊 一面、リークソース：特捜部

「特捜部も…土地代金の原資に同社の資金が含まれていたとの見方を強めている」

この記事は、陸山会が土地購入のときに充てた 4 億円の原資には、水谷建設からの献金が含まれていた可能性があるということを報じた記事である。

しかし、実際は陸山会が水谷建設からの献金を受けたとすることは証明されておらず、立件もされていない。現に元公設秘書の石川衆院議員、元私設秘書の大久保隆規氏が逮捕されたのは、

政治資金収支報告書の記載漏れについてのみである。

・読売新聞 2010.1.21 朝刊 一面、リークソース：特捜部

「特捜部は、小沢氏と石川容疑者、大久保被告の3人が共謀し、収支報告書に虚偽の記入をした可能性がある」とみて調べている」

この記事は、収支報告書の記載漏れは小沢氏も関与したという可能性を報じた記事である。「小沢氏は石川氏らと共謀していただろう」という印象を受けるが、実際に小沢氏は証拠不十分で不起訴処分とされており、共謀したということは証明されなかった。

以上のように、疑いの段階であることにもかかわらず、そのリークが記事になることで既成の事実のようにとらえられてしまう可能性がある。さらにその疑いは後に証明されていないことから、疑いが事実である可能性が高くなくとも、その疑いが事実のように報道されている実態があると考えられる。

## (2) 事件とは無関係な情報

土地購入事件とは直接的に関わるリークではないが、そのリークによって小沢氏への印象に影響を与えるものがあつた。以下に二つの例を挙げる。

・朝日新聞 2010.1.16 朝刊 社会面、リークソース：関係者

「関係者によると、小沢氏の側近には常に10人以上の秘書がおり、多くの秘書は小沢氏の自宅周辺に住んでいる。行動や、食事を共にすることも多く、常に公私ともに小沢氏を支えている」

この記事から、小沢氏と秘書がいかに親密な関係を読み取ることができる。このように、小沢氏と秘書の親密な関係を挙げ、読者に土地購入事件で石川氏、大久保氏の政治資金収支報告書の不記載について、小沢氏は知らなかったはずはないという印象を読者に与えると考えられる。

・毎日新聞 2010.1.19 朝刊 社会面、リークソース：ゼネコン関係者

「ゼネコン関係者が国発注の胆沢ダム(岩手県)工事を受注したゼネコン関係者が毎日新聞の取材に、謝礼として小沢氏のパーティー券を毎年数千万円、3年間購入したと証言した」

これは、胆沢ダムの工事を受注したゼネコンが、受注の謝礼として小沢氏のパーティー券を購入したというリークによる記事である。

小沢氏が胆沢ダムの工事受注に対し謝礼金を受けたということは、土地購入事件に直接的には関係ない。しかし、これを報じることによって、「やはり小沢一郎氏は金にきたない」というイメージを読者に与えていると考えられる。さらに、土地購入の際の原資に含まれていたとする水谷建設からの献金について、「やはり水谷建設からも小沢氏は献金を受けていたのでは」と読者に匂わせているようである。

## 4. 主なリーク記事の解説

### (1) リーク情報で書かれた記事の分析

リーク情報が記事として書かれる場合に、「関係者の話で分かった」や「捜査当局は…を固めた

模様だ」など、よく用いられる表現がある。用いられている表現ごとにそれぞれ複数の事例挙げ、次のようにリーク情報が紙面に書かれているのかを検証していく。

a) 「関係者」を用いたリーク記事

読売新聞 2009年10月15日、朝刊 一面

「複数の関係者によると売り主の不動産会社と陸山会は、04年10月5日売買契約を結び、同月29日までに土地高代金約3億4000万円に不動産会社に支払われた」

朝日新聞 2009年12月27日、朝刊 一面

「関係者によると、購入日の数日前から、総額4億円が関連団体に分散、すぐに陸山会に入金されていたことが判明」

リーク記事に、頻繁に使われるのが「関係者」という語句だ。土地購入問題の関係者は、陸山会、不動産会社、捜査をしている検察（特捜部）と考えられるが、上の記事のように「関係者によると…」という表現が用いられることにより、リーク元が明らかにされていない。このように「関係者」と記すことによって、リーク元を隠し、情報を提供した身元が割れないようにしている。これは情報提供者の利益を損ねないためであるとされているが、「関係者によると」と記すことより、その情報が例え誤報であったとしても、「証言をただ書いただけだから」と、記者の責任逃れの一端を担っていることは否めない。一方で情報元を明らかにしないことで、情報の信頼性も落ちてしまうことも注視すべき点である。

さらに上述したリーク記事の分析の結果によると、3紙（読売、朝日、毎日）の土地購入問題の記事において、リーク記事の約7割が「関係者」という表現を用いられており、多くのリーク情報がリーク元を明らかにせずに紙面に記載されているということが分かる。

b) 「東京地検特捜部」を用いたリーク記事

毎日新聞 2009年12月26日、朝刊 一面

「東京地検特捜部は26日にも石川氏から任意で事情聴取し、資金移動について説明を求める模様だ」

朝日新聞 2009年12月24日、朝刊 一面

「東京地検特捜部は4日までに、当時の小沢氏の秘書で、陸山会の事務担当者だった石川知裕衆院議員（36）=民主党、北海道11区=から任意で事情聴取する方針を固めた」

土地購入問題は東京地検特捜部が捜査していたため、主に事件捜査の進行に沿って記事を書く上での情報の仕入れ先は、東京地検特捜部であったと考えられる。上述したリーク記事の分析の結果からも、リーク情報の約80%が東京地検特捜部によるもの、もしくは推測されるものであるということが判明した。このように記事を書く上で必要な情報源がほとんど東京地検特捜部のため、これら二つの記事のように、「東京地検特捜部は…模様だ」「東京地検特捜部は…方針を固めた」という表現を使った、東京地検特捜部からのリーク情報を記事にしているということが分かる。

c) 「供述した・している」を用いたリーク記事

朝日新聞 2010年1月16日、夕刊 一面

「石川知裕容疑者(36)が東京地検特捜部の調べに対し、政治資金報告書に故意に協議の記載をしたことを認める供述をしたことが分かった」

読売新聞 2010年1月10日、朝刊

「石川が…2005年に同会の口座に入金し、その後出金した4億円について、東京地検特捜部の事情聴取に『小沢先生から預かり、返した』と供述している」

容疑者や被告が捜査当局から事情聴取を受けた場合、その事情聴取の翌日あたりから、紙面には「…供述したことが分かった」、「…供述している」と言う「供述報道」が増加する傾向にある。この二つの記事からも分かるように、容疑者や被告の供述は「東京地検特捜部の調べ」、「東京地検の事情聴取」に対してされるため、そのリーク元は、主に東京地検特捜部であると容易に判断できる。

## (2) 各紙のリーク記事の比較と事実関係との照合

リーク情報によって書かれた記事は、新聞社ごとでその記事が記載される日付・紙面が異なり、また同じ事柄についての記事でも、新聞社によって全く異なる内容が記載されていることがあった。(以下の<>は記事の見出しである。)

### a) 石川知裕容疑者の供述についてのリーク報道

石川知裕容疑者が16日に逮捕され、東京地検特捜部の事情聴取の際に供述したとされる内容が各紙の記事によって異なっていた。異なる供述内容は、土地購入問題の焦点である、資金収支報告書の虚偽記載の容疑に関する、小沢氏の関与についてである。石川容疑者の供述は、各紙によって取り上げられたが、小沢氏関与の可能性の程度が新聞社ごとに異なっていたのである。どの新聞社がどのように報じたか、そして、それらの記事と事実関係を照合し、検証していく。

読売新聞 2010年1月20日、夕刊 一面

<「小沢氏 4億円不記載了承」石川容疑者が供述>

「逮捕された石川…が東京地検特捜部の調べに、土地購入前の2004年10月下旬頃、土地代金に当てる現金4億円を同会の同年分の資金収支報告書に記載しない方針を小沢氏に報告し、了承を得ていたと供述している」

読売新聞が石川容疑者の小沢氏の関与についての供述を、2010年1月20日夕刊の一面で、第一報を報じている。この読売新聞の記事は、収支報告書の虚偽記載の容疑について、小沢氏が事前に了承し、小沢氏と石川容疑者は共謀関係にあったという趣旨の記事を記載している。

a) 朝日新聞 2010年1月21日、朝刊

<収支報告「小沢氏の了解得て提出」民主・石川議員が供述>

(石川氏が)「東京地検特捜部の調べに対し、『報告書は小沢氏の了解を得て提出した』と説明したことが分かった。ただ、記載内容まで了承を受けたどうかは話していないという」

朝日新聞は、読売新聞の夕刊の第一報を追いかけ、翌日 21 日朝刊の社会面で、石川容疑者の供述について報じている。読売新聞が「石川氏は虚偽記載について小沢氏了承したと供述した」と報じる一方で、朝日新聞は「収支報告書は了承したが、記載の内容まで了承したかは話していない」異なって伝えた。

つまり、読売新聞での報道は、石川氏の供述によると小沢氏が了承したのは「報告書の虚偽記載」があったとしているが、朝日新聞での報道は、小沢氏が了承したのは「報告書」であり、小沢氏が虚偽記載に関与しているかどうかはまだ分からないとしている。

c) 毎日新聞 2010 年 1 月 21 日、朝刊

<小沢氏に調達相談>

「石川知裕容疑者が東京地検特捜部の調べに、『土地を買う金は、かき集めれば何とかなるが、陸山会の運転資金が空になるため、小沢氏に相談し、4 億円を借りた』と供述していることがわかった」

読売新聞、朝日新聞は虚偽記載か、報告書を「小沢氏が了承した」ということを報じたが、毎日新聞は、この 2 紙とは異なり、「石川氏が土地購入の資金調達について、小沢氏に相談し、4 億円借りたと供述している」と報じ、収支報告書の虚偽記載についての供述には触れていなかった。

以上で検証したように読売、朝日、毎日の 3 紙において、その石川氏の供述内容が異なる報道がされていた。では、いったいどの報道が石川氏の実際した供述であったのだろうか。

石川氏は、上杉隆著『暴走検察』(2010) の、上杉隆氏のインタビューに以下のように答えている。

「結論から言うと、読売報道は『誤報』です。私が小沢先生に不記載を報告し、了承された事実はありません。そういう供述もしていません」(p. 219~220)。

このように、石川氏は同氏が「小沢氏が不記載を了承した」と供述したという読売新聞社の記事を真っ向から否定しているのである。

また、この読売新聞の記事は 2010 年 1 月 20 日の夕刊の一面に、スクープとして、「石川容疑者は小沢氏が虚偽記載を了承したと供述した」と第一報を報じている。しかし、このスクープを朝日新聞と毎日新聞は翌日の一面ではなく、社会面で扱い、さらに読売新聞とは異なる石川議員の供述内容を報じている。

ある新聞社のスクープを他社が翌日に追いかけ、大きく報じることになれば、そのスクープは影響力があり、なおかつ信用できるものである。しかし、このように読売新聞のスクープが他社によって小さく扱われ、また内容も異なっているため、あまり信用度が高いスクープとは言えないと考えられる。

石川氏の『暴走検察』での証言と、読売のスクープに対する他社の追いかけ方、この 2 点を考慮すると、読売新聞が報じた「石川容疑者は小沢氏が虚偽記載を了承したと供述した」という記事は、信用性がないものであると言える。

また、『暴走検察』での石川氏の発言を考慮すると、読売新聞 2010 年 2 月 4 日朝刊の社会面で「石川…が東京地検特捜部の調べに対し、土地代金の支払い直後に組んだ 4 億円の定期預金と同

額の融資について、『小沢先生が用意した4億円を隠すための工作で、小沢先生にもそう、了承を得ていた』と供述している」と報じていることにも疑問が残る。

### (3) 水谷建設の違法献金についての報道

小沢一郎氏の政治管理団体「陸山会」の土地購入問題は、本来、政治資金収支報告書の虚偽記載についての問題であった。しかし、「土地購入をした際の原資に、水谷建設からの献金が含まれていた」とする報道が1月上旬からなされ、土地購入問題は軽罪の虚偽記載の容疑から、中堅ゼネコン「水谷建設」から違法献金を受けていたという、違法献金の容疑へと焦点が移った。水谷建設の元幹部らが「石川氏、大久保氏に5000万円ずつ手渡した」と供述したとされていたことから、違法献金容疑が浮上したのだ。

しかし、結局は虚偽記載に関与したとして逮捕・起訴された、元公設秘書の石川知裕氏らは違法献金についての罪は問われていない。立件できる問題ではなかったため、1月上旬から単なる疑惑の段階で集中的に報道がされたにもかかわらず、2月には全く報道がされなくなった。つまり、新聞社は実態がない容疑を書き、「書き得」（事実ではないことも書いてしまえば、「特ダネ」を報じたという得をすること）をしたと考えられる。その報道の実態を解明するため、3紙の比較をしながら検証する。

#### a) 読売新聞による水谷建設の違法献金の第一報

水谷建設からの違法献金疑惑について、第一報を報じたのは、報じた読売新聞である。以下が、読売新聞の2010年1月1日（社会面）の記事である。

<小沢氏秘書に5000万円>

「中堅ゼネコン『水谷建設』の幹部らが2004年10月中旬、民主党の小沢一郎幹事長の資金管理団体『陸山会』の事務担当で、小沢氏の私設秘書だった石川…に5000万円を手渡したと東京地検特捜部に供述し、石川議員がその直後に、同額の現金を同会の銀行口座に入金していたことが関係者の話で分かった」

この読売新聞が水谷建設の幹部が現金を石川氏に手渡したとされることについて、朝日、毎日新聞は直後には追いかけて報じていない。朝日は15日朝刊、毎日は14日朝刊で報じたように、2紙は読売新聞が報じてから約2週間経ってから報じ始めている。このことから、「水谷建設の幹部が現金を石川氏に手渡したとされる」と読売新聞が報じたことは、信憑性に欠けると他の2紙が判断していたと思われる。つまり、石川氏の違法献金問題について、その問題が事実であるかどうか疑わしい段階で読売新聞は第一報を報じていたと考えられる。さらに言えば、各紙が報道した後も石川氏が水谷建設の幹部から現金を受け取ったということに対して起訴されておらず、その容疑が事実である可能性が高くはないにもかかわらず、読売、朝日、毎日の3紙は次々に石川氏の容疑を大きく報じたのである。

#### b) 水谷建設の違法献金報道の流れ

水谷建設の陸山会への違法献金について、読売、朝日、毎日新聞の各紙の記事を、時系列ごと

に次の表にまとめた。各紙の報道内容を比較しどのように報道が異なるのか、また、違法献金問題の全体的な報道のされ方について検証する。

表2 「水谷建設の資金提供」について各紙の比較

日付	読売新聞	朝日新聞	毎日新聞
1. 1	・石川氏に 5000 万円渡していたと水谷建設元幹部供述 (社会面)		
1. 14	・石川氏に渡した 5000 万円は胆沢ダム工事受注に対する謝礼 (1 面)		・水谷建設が大久保氏の要請で資金提供したとしている (社会面)
1. 15	・預金通帳に石川氏が 5000 万円を口座に入金した際に「住」と記していたことから、水谷建設の献金が含まれていた可能性がある (1 面)	・水谷建設の元幹部が、各時期に 5000 万円ずつ計 1 億円の現金を小沢氏側に渡したと供述 (社会面)	
1. 16		・水谷建設の元幹部が「胆沢」ダムの下請け受注した時期に、大久保氏の要請を受け、5000 万円ずつ計 1 億円を石川氏と大久保氏に渡したと供述 (1 面)	
1. 18		・大久保氏が水谷建設の元役員から接待を複数回受けていたことを認めた (社会面)	
1. 20			・水谷建設の元最高幹部は部下に資金提供を指示したと述べ、部下は「自分が石川氏に渡したと」供述 (社会面)
1. 22			・水谷建設の元幹部が 05 年 09 月の衆院選前にも小沢氏に資金提供したと供述 (1 面)
1. 25	・石川氏の手帳には、水谷建設が 5000 万円を渡したとする日に授受の場所とされているホテル名が記載されていた (社会面)		

1. 26 朝		・水谷建設元役員らが小沢氏側に 5000 万円を渡した際に、別の建設業界関係者も立ち会ったと供述している	
1. 26 夕		・水谷建設元役員らが小沢氏側に裏金献金を渡したと供述する日に東京へ行ったことを示す新幹線の使用済みのチケット類を特捜部が入手していた（社会面）	
1. 31			・水谷建設の社内に 05 年 4 月に 5000 万円を出金したことを示す伝票が残されていた（社会面）

各紙の報道内容を時系列に追い、比較していくことで、水谷建設の違法献金という同じ問題について報道しているにもかかわらず、リーク情報による全く異なる内容の記事が書かれていたことが分かった。さらに、それらの記事は他紙が追いかけて、その新聞のみでの単独報道であるという特徴があった。

例えば、朝日新聞が、「大久保氏が水谷建設の元役員から接待を複数回受けていたことを認めた」としているが他紙は全くそのことを報じていない。読売新聞も「石川氏の手帳には、水谷建設が 5000 万円を渡したとする日に授受の場所とされているホテル名が記載されていた」という報道をしているが、朝日、毎日新聞は追いかけて報道していない。

つまり、水谷建設の違法献金の報道内容について、読売、朝日、毎日新聞の 3 紙を比較すると、①水谷建設の元幹部が「石川氏、大久保氏にそれぞれ 5000 万円ずつ、計 1 億円の現金を渡していた」と供述しているという報道は、3 紙において共通に報じられていた。しかし、②水谷建設の違法献金という同じ問題について報道しているにもかかわらず、全く異なる内容のリークによる記事が書かれていた。

このように水谷建設の違法献金問題について、他紙が追いかけて報道せず、1 社の単独の報道が目立っていた。それはリークをそのまま記事にしたため、信憑性に欠ける情報であったからであると考えられる。

また、上述したように水谷建設の違法献金について、第一報を報じたのは、2010 年 1 月 1 日の読売新聞である。それから 15 日に朝日新聞が、14 日に毎日新聞が報じ始めた。表 2 からわかるように、ここから水谷建設の違法献金についての報道が次々とされていった。14～26 日の 13 日間に、読売、朝日、毎日の 3 紙はそれぞれ 4 つの記事を掲載し、集中的に報道していたことが分かる。

しかし、読売新聞は 25 日、朝日新聞は 26 日、毎日新聞は 31 日を境に、それ以降は水谷建設の



違法献金問題について大きく報じることはなかった。

既に述べたように、虚偽記載に関与したとして逮捕・起訴された、元公設秘書の石川知裕氏らは違法献金についての罪は問われていない。朝日新聞の2010年1月26日付夕刊（社会面）が、「石川知裕容疑者が受け取りを完全否定する中で、授受を直接裏付ける有力な物証はまだ出ていない模様だ」

と述べているように、水谷建設からの違法献金についての立件は困難だと検察が判断したからであると考えられる。

以上のように、「水谷建設からの違法献金疑惑」について1月上旬に集中的に報道されたにもかかわらず、2月からは石川氏、大久保氏が虚偽記載のみについて起訴された際の記事には、全く違法献金について触れられず、その後も、大きく報道がされなかったことが分かった。

したがって、新聞社は水谷建設の違法献金という実態がない容疑について、リーク情報にもとづき掻き立てるという「書き得」をしたと考えられる。

## 5. まとめ

小沢氏の資金管理団体「陸山会」の収支報告書の虚偽記載をめぐる土地購入問題について、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞の3紙のリーク情報による記事を分析することで、リークによる報道について、次の二つの問題点が明らかになった。

一つ目は疑惑について報じた記事は、ほとんどリーク元を明らかにしていない点である。そのため、「関係者によると…」という表現が多用されており、情報を提供した身元が割れないようにしている。つまり、裏付けのないあいまいなままでリーク報道がされていると考えられる。例えば、土地購入問題においては、石川氏の供述報道が各紙の報道によって内容が異なっていたことが挙げられる。石川氏という同一人物であっても、供述内容が各紙によって違っていた。このことから分かるように、リーク報道は非常にあいまいのままされているということがわかる。

二つ目は、ほとんどのリーク情報源が、事件の捜査を担っていた「東京地検特捜部」であったと考えられることである。そのため、土地購入問題において、検察の捜査が有利に進められるようなリーク情報による記事が多く掲載された。例えば、水谷建設の違法献金問題が挙げられる。実際はこの問題については立件されなかったが、ジャーナリスト魚住昭氏によると、土地購入問題の一番の争点は石川氏が起訴された虚偽記載ではなく、「中核にあるのは水谷建設からの5000万円の闇献金」（『創』2010年4・5月号）であった。そのため、新聞の報道は虚偽記載から水谷建設の違法献金問題へ焦点をシフトさせた。しかし、水谷建設違法献金問題の報道において、他紙が追いかけて報道せず、1社の単独によるリーク報道が非常に多くされていた。これは、それぞれのリーク報道の信憑性が著しく低かったためと考えられる。このような信憑性の低いリーク情報ではあったが、検察はマスコミに流すことで、検察が水谷建設の違法献金で立件できるような世論を作り上げていったと思われる。しかし、結局検察は立件できるまでの証拠がつけ出せなかったが、マスコミはそのことを報じなかった。つまり、マスコミにとっても立件できないような問題でも検察の片棒を担いで書き立てることによって「書き得」をしていたと考えられる。

以上のことから、各紙によって報道内容が異なるようなあいまいなリーク情報によって、記事が書かれていたという実態がわかった。新聞の紙面に掲載されるリーク情報に基づく記事は、決して「事実」であるとは限らないといえる。そして、リークによる報道がいかに問題のあるもの

なのかを検証できたと考える。

## 第五章

### ライブドア事件

この章では、2006年に起こったライブドアとライブドア関連会社の証券取引法違反の容疑で堀江前社長及び元幹部ら、ライブドアとその関連会社が逮捕、起訴された事件について検証していく。

#### 1. 事件概要

2006年1月16日夕方、ライブドア本社が入る六本木ヒルズのビルに東京地検特捜部と証券取引等監視委員会合同の強制捜査が入った。その容疑は合理的な根拠のないうわさを流す風説の流布、他人を誤解させるような手段を使う偽計取引である。どちらも証券取引法158条で禁止されている。ライブドアの子会社である「ライブドアマーケティング」(旧バリュートリックジャパン以下LDM)が2004年10月25日、出版社「マネーライフ」(以下マネー社)を株式交換の形で買収すると発表した。しかし、マネー社はライブドア本体が2004年6月、事実上ライブドアが支配する投資事業組合により買収済みであった。LDMはこうした事実を隠し、ライブドアグループとして新たにマネー社を買収したように装った(偽計取引)。さらにLDMは株価を上げるため、2004年11月に出した決算短信で第3期四半期の売上高、経常利益、当期純利益を水増しして虚偽を公表した(風説の流布)。

その後、ライブドア本体の粉飾決済や企業買収による不正なライブドアへの利益還流なども判明。2006年2月13日、東京地検特捜部はライブドア前社長、宮内亮治前取締役、岡本前取締役、中村ライブドアファイナンス前社長の4人とライブドア、LDMを証券取引法違反(偽計取引、風説流布)で起訴。さらに3月14日にライブドアの04年9月期の連結決算で約53億4700万円の粉飾をしたとして証券取引法違反の罪で追起訴した。

2007年3月16日1審判決で2年6ヶ月の実刑判決。堀江被告は即日控訴するが棄却。現在も堀江前社長は容疑を否認しており、2010年10月現在も上告中。

#### 2. リーク概要

<リーク表現とその情報源の調査集計>(2006年1月～2月)

朝日新聞(2006年1月17日朝刊～2月20日朝刊)

記事の総数 35本

リーク総数 31

a)東京地検特捜部によるリーク (総数15)

東京地検特捜部(特捜部)は…方針を固めた

…方針だ、…とみられる、…と見ている、…見方を強めている

b) 「関係者」として情報源をぼかしたリーク (総数 8)

関係者によると…、…関係者の話でわかった

- ・東京地検特捜部 …………… 5
- ・ライブドアグループ関係者 …………… 3

c) その他のリーク表現 (総数 8)

…という、…分かった、…とみられる、明らかになった、…判明した

- ・東京地検特捜部 …………… 1
- ・ライブドアグループ関係者 …………… 7

東京地検特捜部によると思われるリーク表現の総数

$$a)+b)+c)=21$$

※bc は特捜部によると思われるものに限る

**読売新聞**(2006年1月17日朝刊～2月16日朝刊)

記事の総数 33本

リーク総数 34

a) 東京地検特捜部によるリーク (総数 10)

b) 「関係者」として情報源をぼかしたリーク (総数 13)

- ・東京地検特捜部 …………… 1
- ・ライブドアグループ関係者 …………… 12

c) その他のリーク表現 (総数 11)

- ・東京地検特捜部 …………… 1
- ・ライブドアグループ関係者 …………… 10

東京地検特捜部によると思われるリーク表現の総数

$$a)+b)+c)=12$$

※bc は特捜部によると思われるものに限る

**毎日新聞**(2006年1月17日朝刊～2月17日朝刊)

記事の総数 42本

リーク総数 46

a) 東京地検特捜部によるリーク (総数 13)

b) 「関係者」として情報源をぼかしたリーク (総数 10)

- ・東京地検特捜部 …………… 2
- ・ライブドアグループ関係者 …………… 8

c) その他表現によるリーク（総数 23）

- ・東京地検特捜部…………… 3
- ・ライブドアグループ関係者…………… 20

東京地検特捜部によると思われるリーク表現の総数

a)+b)+c)=15

※bc は特捜部によると思われるものに限る

以下の表は、新聞別社別にリークソースをまとめたものである。ただし、表の数は記事のリード文の中に出てきたリーク表現のみ扱っている。

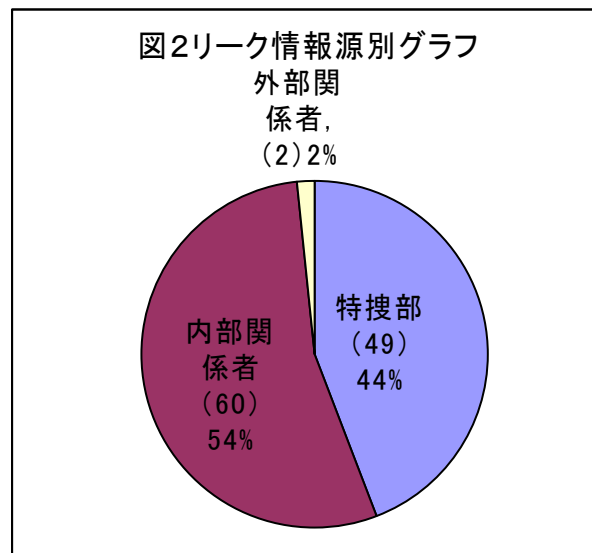
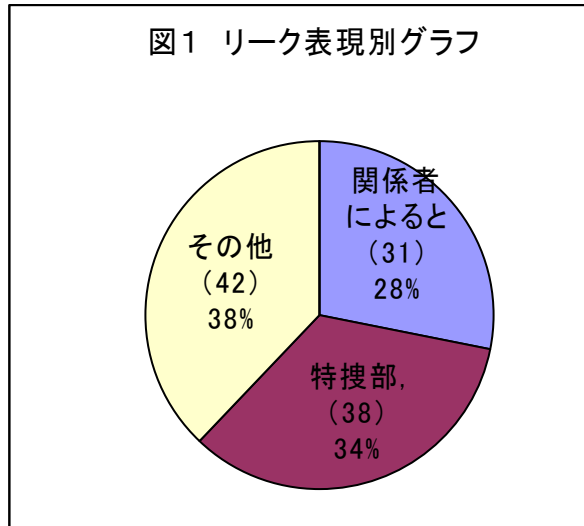
表 1 新聞社別のリークソース内訳

リークソース (リード文のみ)	朝日新聞	読売新聞	毎日新聞	合計
東京地検特捜部	15	10	13	38
関係者・特捜部	5	1	2	6
関係者・不明	0	0	0	0
ライブドアグループ 関係者	10	22	28	60
その他・特捜部	1	1	3	5
その他・取材班	0	0	0	0
その他・不明	0	0	0	0
合計	31	34	46	111

各紙ごとに見てみると、どの新聞も東京地検特捜部からの情報はほとんどが「東京地検特捜部は・・・の方針だ」や、「東京地検特捜部は・・・の模様だ」などの表現を使っていることがわかる。そのほかの表現を使っているもので情報源が東京地検特捜部のものは、ライブドアグループの幹部や元社員などの供述について報道するときのような表現を多く使っている。

「関係者によると・・・」という表現を使っているリークの情報源は、ほとんどがライブドアグループの関係者からと思われるものだった。その内容はどのようにしてライブドア、関連会社の企業買収、資金還流が行なわれたか、誰が指示したのかについての内容であった。

これらのことから、リーク記事には検察からのリークばかりがあるわけではないということがわかる。特にライブドア事件では、ライブドアやその関連会社の内情や、資金還流や粉飾決算の詳細な流れなどについて知るためには内部の関係者の証言が必要不可欠となる。そのためライブドアグループ関係者からのリークが多くなったと考えられる。



(注)図1、図2は表1をもとに、全新聞社のリーク数を合わせて作成

図1は、リークの表現方法について3紙を集計したものである。「関係者によると・・・」、「関係者の話でわかった」などのように情報源を「関係者」と表記しているものは「関係者」、「東京地検特捜部は・・・の模様だ」、「東京地検特捜部は・・・の方針だ」などのように「東京地検特捜部」を情報源としているものは「特捜部」としている。さらに「・・・がわかった」、「判明した」、「・・・という」などのように「関係者」と「特捜部」などと、出所を示していないものは「その他」として集計した。3紙を集計してみると、表現方法は特に偏りはなく、それぞれの表現が使われている。上で述べたように、「関係者」と表記されたものはライブドア事件の誰が行ったのか、どのような手法で行われたのかなどに関する情報が多くを占めているが、その他にも「関係者」と表記されていて、その情報が容疑者らの供述に関するものは「特捜部」からのリークであることが分かる。また、「特捜部」と表記されたものには、捜査の経過、供述に関する報

道が多くを占めていた。

図 2 は、リークの情報源はどこからなのかについて 3 紙を集計したものである。それぞれ東京地検特捜部と思われるものは「特捜部」、ライブドアグループ関係者と思われるものは「内部関係者」、その他の関係者については「外部関係者」と表した。図 2 から、ライブドアグループ関係者からのリークが半分以上を占めていることがわかる。このことからライブドア事件がいかに内部の関係者からのリークが多かったかが分かる。この集計はリード文における集計である。リード文は大きな記事にしかないのだから、大きな記事として取り上げられた中のリークはライブドア関係者しか知り得ないような内部事情についてのことが大きな記事として取り上げられたということになる。

### 3. 中傷的なリーク

中傷的なリークには可能性の段階で伝えられているもの、外部からの評価を使うもの、容疑者の過去や人格について伝え、マイナスイメージを与えるものがあると考えられる。

それらに当てはまるとされるものをいくつか例として挙げた。また、リークではない記事も中傷的だと思われるものは取り上げている。

(1) 可能性の段階で伝えられていることにより、マイナスイメージをもたらすもの

- ・「組合からの指摘で違法性を認識しながら、ライブドア側が関連会社の取引を強行していた疑いが強まった」(朝日新聞 2006.1.20 朝刊)
- ・「他の買収と併せて、総額約 100 億円がライブドア本体に還流した疑いが強まった。(毎日 06/1/22 朝)
- ・「東京地検特捜部も同様の事実を把握しており、売却益の還流分が同社の売り上げに計上されたとの見方を強めている。」(読売新聞 2006.1.19 朝刊)

上に挙げた例のように可能性の段階で容疑を報道している記事はいくつもあった。これに特捜部が堀江前社長、ライブドアに悪いイメージを与えるための、世論を操作するためのリークであるとも考えられる。これらの報道によって、ライブドアや、堀江前社長らの容疑の可能性が強まり、堀江前社長らに対する厳しい世論が形成されたとも考えられる。

(2) 外部からの評価でマイナスイメージを与えるもの

- ・『株式が虚業であったことは本人が一番よく知っていたはず。世界一になるゲームに没頭するあまり、自ら錯覚に陥り、足を踏み外したのだろう』と話した。(読売新聞 2006.1.24)
- ・『…金儲けのためなら市場をだましてもいいという意識が垣間見えて、悪質だ…』(読売新聞 2006.1.24)
- ・『まさに虚業。容疑の構図は詐欺そのものだ』と検察幹部は指弾する。(毎日新聞 2006.1.24)

外部の評論家からの評価を載せているのは 3 紙とも共通だった。特徴的だったのが、読売だ。読売でこの事件について評価をしている評論家は堀江前社長や、ライブドアについて「金儲けのためなら市場をだましてもいいという意識が垣間見えて、悪質だ」などと厳しい評価をしていた。

このような評価により、世論が誘導されてしまう危険性がある。それとは反対に、朝日は慎重な評価をしている評論家を起用していた。また、堀江前社長に期待を寄せていた者からのコメントも載せ、「堀江さんは反面教師になってしまった。でも、彼の言葉は正直だった。僕も利益準追求や事業拡大を堂々と口にしたい。」、堀江前社長のすべてを否定していいのかとうコメントが載っていた。堀江前社長の経営方針や、社会のあり方の考え方には学ぶべきものがあったのではないかと論じていた。

### (3) 人格、過去を批判し、マイナスイメージを与えるもの

- ・『『人の心はお金で買える』』(新聞 2006. )などの事件以前のインタビューや著書からの発言を引用し、お金の汚い、金の亡者のようなイメージを与える。
- ・「関係者によると、堀江前社長はいわゆる『お山の大將』タイプ。自分の思ったとおりに物事を進め、他人の意見をあまり聞かずに『自分は正しい』と思いつく性格という。」(毎日新聞 2006.1.31)

堀江前社長に対する批判的な記事が多くを占めていた。堀江前社長の過去のインタビューや著書の中から今回の事件での堀江前社長がそうしかねないような発言を引用している。こうした報道により、いかに堀江前社長が悪質な犯行を行なうような人格であったか、ということに連想させる。

これら可能性の段階で報道している記事、評論家などの外部からの評価、人格や過去を批判し、容疑者のマイナスイメージを与えている。中傷的な記事により堀江前社長やその関係者らのイメージが悪くなる。特に可能性の段階で伝えている記事が多かった。可能性の段階でも報道されてしまうとそのイメージが植えつけられてしまう。またこれに加え、人格に対する中傷的な記事を書くとさらにそのイメージは悪い方向へと誘導されてしまう。こうした中傷的な報道は

## 4. 主なリークの解説

### 読売新聞

2006年1月18日朝刊

「インターネット関連企業『ライブドア』(東京都港区)が2004年9月期決算で、実質的に傘下にある複数の会社の利益を自社の利益に付け替え、経常赤字だったライブドア単独の決算を約14億円の経常黒字に粉飾していたことが、関係者の話で分かった。ライブドア本体の不正経理が明らかになったのは初めてで、東京地検特捜部も同様の事実を把握しているとみられる。

特捜部は今後、堀江貴文・ライブドア社長(33)、グループの財務責任者を務めている宮内亮治・同社取締役(38)、関連会社『バリュークリックジャパン』(現ライブドアマーケティング)の岡本文人社長(38)の3人から事情を聞き、同グループを舞台にした不透明な経理操作や株取引の全容解明を進める方針だ。

関係者によると、ライブドアの粉飾に利用されたのは、現在はグループ会社となっている消費者金融会社『ロイヤル信販』(現ライブドアクレジット)や、結婚仲介サイト運営『キューズ・ネット』など。

ライブドアは04年9月期の単独の決算が、実際には10億円前後の経常赤字になっていたこと



から、これらの会社の利益の中から計約 24 億円を、ライブドア本体の利益とすることで、最終的に約 14 億円の経常黒字としていた。

関係者は『赤字だと格好がつかないし、株価に悪影響を与えるため、単体決算をよく見せかけたのだろう』と指摘している。」

ライブドアが 2004 年 9 月期決算で実質的に傘下にある複数の会社の利益を自社の利益に付け替え、経常赤字だったライブドア単独の決算を約 14 億円の経常黒字に粉飾したことが判明した記事。ライブドア本体の粉飾が初めて判明した読売のスクープ。この後、ライブドアのその他の関連会社を使った粉飾が明らかになる。

2006 年 1 月 19 日夕刊

「インターネット関連企業『ライブドア』（東京都港区）が 2004 年 9 月期決算を粉飾した際、同社の各事業部が傘下の会社から仕事の発注を受けたかのように装い、架空の売り上げを計上していたことが、同社の内部資料で分かった。同社経営企画管理本部が各事業部の責任者に対し、計上すべき架空の費目や金額を一斉メールで具体的に指示しており、グループの財務責任者を務める宮内亮治取締役(38)も把握していた。

具体的にどのような手法で、こうした経理操作を正常取引に仮装したかを示す内容になっている。

内部資料によると、例えば、キューズ社がライブドアのネットワークソリューション事業部に『サーバー監視や保守メンテナンス』、コンサルティング事業部に『ウェブサイト設計』などの仕事を発注したこととし、各事業部がそれぞれキューズ社から代金の支払いを受けるように装っていた。」

ライブドアが 2004 年 9 月期決算を粉飾した際に、ライブドアの各事業部が傘下の会社から仕事の受注を受けたかのように装い、架空の売り上げを計上していたことがそれを指示する内容のメールから判明した。

各三紙ともメールで粉飾を指示したことについての報道はあったが、報道で実際のメール本文が掲載されたのは読売新聞だけ。読売新聞記者と特捜部との密接な関係がうかがえる。

## 毎日新聞

2006 年 1 月 29 日朝刊 1 面

「ライブドア(東京都港区)が 04 年に休眠会社を株式交換で買収した際、自社株を 70 万株を新規発行して売却し、売却益数十億が前社長、堀江貴文容疑者の管理下とみられる海外の口座に入金されていたことが分かった。東京地検特捜部もこうした事実を把握しており、海外口座を利用したマネーロンダリングだった疑いを強めている。今後、資金の流れを追及するとともに、堀江前社長に対して組織犯罪処罰法適用の検討を始めた模様だ。」

ライブドアが 04 年 2 月、貸金業の「ABS」を株式交換で買収すると発表し、翌 3 月に株式交

換をした。その交換で発行された新株がその後、海外の投資会社に売却され、十数億の売却益が堀江社長が事実上管理している海外の金融機関の口座に入ったとされた。このような事実は起訴の内容には含まれていない。

2006年2月14日朝刊 1面

「1枚のチャート図がひそかに押収されていた。東京地検特捜部がライブドア本社への家宅捜索に踏み切った1月16日。関連会社の元社長でエイチ・エス証券副社長、野口英昭さんの自宅から見つけ出した。そこには、六つの投資事業組合にライブドアグループが出資して支配していた実態や、企業買収などを通じた自社株売却益の還流システムが記され、事件の構図が読み取れる。解明された事実ともほぼ合致している。

関係者は『野口さんを含め、投資組合や株式分割に詳しい複数のプロがチャート作りにかかわった』と明かす。」

ライブドア関連会社エイチ・エス元社長野口英昭の自宅から1月16日の家宅捜索でライブドア事件のチャート図が押収されていた。このチャート図が押収されたことすら、1月17日から始まったライブドア事件の報道から一度も報道されることはなく、この日毎日新聞だけが報道し、チャート図を紙面に公表したスクープ記事。チャート図の内容に新しい情報は特に入っていない。チャート図が本物かは不明。毎日新聞と捜査関係者との密接な関係がうかがえる。

以上で説明した記事には、実際には起訴されなかった内容のものや、各紙の特捜部との密接な関係が伺えるものがあった。1社にだけリークされている情報があるということは、その新聞社の記者と検察との密接な関係が伺える。ここに特捜部とマスコミの構造的な問題が見られる。こうした密接な関係により、新聞社の特ダネが可能になり、新聞社のプライドも保たれることになり、検察も世論操作にマスコミを利用できると、両者にとって非常に良い関係となっているのである。実際に、特に読売はライブドア事件の報道の初期の頃は特ダネが多かった。しかしそれと同時に特捜部とマスコミとのこうした密接な関係は、マスコミが検察に対する批判を出来なくなることになる原因なのでもある。

## 5. まとめ

ライブドア事件の報道は、起訴された容疑のものと、誰が虚偽の取引や、粉飾決算などを指示し、どのような手口で行われたのかという記事がほとんどである。起訴されなかった内容というものはほとんど報道されてはいない。

リーク記事には東京地検特捜部から(と思われるものも含む)とライブドアグループ関係者からによるリークがほとんどである。その中でも、ライブドアグループ関係者によるものはライブドア、その関連会社の虚偽の企業買収、粉飾についてのリークがほとんどだった。捜査状況についてのもは東京地検特捜部によるものがほとんどであった。

ライブドア事件の報道で、堀江前社長を悪人とするような記事が目についた。堀江前社長らの過去を振りかえり、堀江前社長が発言した内容や、以前書いた本の中での記述も引っ張り出してきて、いかに悪質であったかを強調しているように感じた。元社員からの情報も、堀江前社長に

悪いイメージしか与えないような証言があり、堀江社長に恨みのあった元社員からの情報が多いように感じた。また、外部からの評価には堀江前社長に対する厳しい批判が目についた。それにより世論が誘導されるのだと感じた。私自身もライブドア事件の報道があった当時は「堀江社長が悪いんでしょ、ライブドアって悪い会社」という意識しかなかった。まんまと私も報道に誘導されていた。

堀江前社長は現在も容疑を否認している。本当に堀江前社長は何も知らなかったのか、もしそうなのだとしたら、彼は冤罪で捕まったということになる。堀江前社長の側近らも検察のストーリーに沿った供述をさせられていたのかもしれない。何が真実なのかまだ分からないところはあるが、ライブドア事件でライブドアや、堀江前社長らについてのマイナスなイメージは払拭できないだろう。マスコミによる報道はそういったイメージを植えつける強力な力がある怖い存在であると改めて感じた。

## 第六章

### 鈴木宗男氏に関する一連の事件

鈴木宗男氏に関する捜査は 2002 年 4 月、北方領土・国後島の「友好の家」建設に絡む偽計業務妨害事件に端を発し、同年 9 月に終結するまで計 7 事件で鈴木氏本人だけでなく、秘書ら 3 人や側近と言われた外務官僚など、計 15 人が逮捕され、12 人が起訴された。

まず、それぞれの事件について概要をまとめる。

#### 1. 事件概要

##### (1) 国後島「友好の家」（ムネオハウス）事件

1999 年 7 月に外務省の関連団体「支援委員会」が発注した北方領土・国後島「友好の家」（通称：ムネオハウス）の建設工事の入札を巡り、同年 6 月 3 日、北海道釧路市内の鈴木宗男氏の事務所で、鈴木氏の公設第 1 秘書と後援企業幹部らが集まり、受注工作在り申し合わされた。

2002 年 4 月 30 日、この受注工作による不正な入札により、発注元の「支援委員会」の業務を妨害した疑いが強まったとして東京地検特捜部は本格捜査に着手した。翌 5 月 1 日、偽計業務妨害の疑いで、鈴木氏の公設第 1 秘書・宮野明容疑者と後援企業幹部ら 6 人の計 7 人が逮捕された。

2002 年 5 月 22 日、東京地検特捜部は、後援企業の専務 1 人を除く、計 6 人を偽計業務妨害罪で起訴した。

##### (2) 背任（イスラエル国際学会）事件

2002 年 5 月 14 日、東京地検特捜部は、外務官僚が 2000 年 1 月と 4 月、外務省欧亜局がテルアビブ大学のロシア研究者夫妻を日本に招いた際の費用やイスラエルで開かれた国際学会への参加者の派遣費用を外務省の関連団体「支援委員会」に不正にねん出させた疑いが強まったとして捜査に着手。鈴木宗男氏の側近とされる元外務省国際情報局主任分析官・佐藤優氏と元ロシア支援室課長補佐・前島陽氏が同日、東京地検特捜部により、背任容疑で逮捕された。

2002 年 6 月 4 日背任罪で両容疑者は起訴された。

##### (3) あっせん収賄事件

1998 年 8 月、鈴木宗男氏は内閣官房副長官在任中、地元後援企業の製材会社「やまりん」から、林野庁による行政処分後、有利な取り計らいが受けられるよう林野庁に口利きを依頼され、その見返りに現金 500 万円を受け取ったとされる。

これをうけ、東京地検特捜部は 2002 年 6 月 19 日あっせん収賄容疑で鈴木氏を逮捕した。同月 21 日、東京地検特捜部は鈴木氏の政策秘書からも聴取を行い、2002 年 7 月 11 日、鈴木宗男容疑者と政策秘書の多田淳容疑者をあっせん収賄罪で起訴した。

##### (4) 国後島ディーゼル発電施設事件

2000年3月の国後島ディーゼル発電施設建設を巡り、工事を受注した総合商社「三井物産」が予定価格情報を聞き出したり、他社に協力を依頼し、受注意欲のあった会社に入札参加を断念させるなどして、外務省の関連団体「支援委員会」の入札を妨害したとして2002年7月3日、東京地検特捜部は同社の部長らを逮捕した。また、背任事件で逮捕起訴された外務官僚2人も再逮捕された。

2002年7月24日、東京地検特捜部は三井物産社員1人を除く計4人を偽計業務妨害罪で起訴した。

#### (5) 政治資金規正法違反事件

鈴木宗男氏の資金管理団体「21世紀政策研究会」の1998年分の政治資金収支報告書を作成する際、鈴木氏が自宅購入資金に流用した約3600万円の支出や、1億円余の収入を除外し、うその記述をしたとして2002年8月13日、東京地検特捜部は鈴木氏の公設第1秘書と政策秘書の2人を政治資金規正法違反（虚偽記載で）起訴し、9月13日には同罪で鈴木氏本人も追起訴した。

#### (6) 受託収賄事件

鈴木宗男氏は北海道開発庁長官在任中、後援企業「島田建設」側から、北海道開発局発注の公共工事を受注できるよう働き掛けを依頼され、1997年10月下旬から1998年8月上旬までに4回、計600万円のわいろを受け取ったとされる。

これをうけて2002年8月1日、東京地検特捜部は鈴木氏と政策秘書の多田淳氏を受託収賄容疑で再逮捕した。

2002年8月21日、東京地検特捜部は2人を受託収賄罪で起訴した。

#### (7) 議院証言法違反事件

2002年9月6日、衆院予算委員会は同年3月11日に衆院予算委員会で行われた鈴木宗男氏の証人喚問で3点の偽証があったとして、鈴木氏を議院証言法違反（偽証）容疑で最高検察庁に告発した。

これをうけて2002年9月13日東京地検特捜部は、鈴木氏を偽証罪で追起訴した。

## 2. リーク概要

<リーク表現とその情報源の調査集計>（2002年4月～9月）

ここでは、新聞ごとに各事件に関する記事の本数を集計し、その中から、リード文中に現れるリーク表現に関して集計と分類を行った。

なお、【議院証言法違反事件】については、リード文中に現れるリーク表現が各紙ともなかったため、関連する記事すべてに現れるリーク表現について集計、分類を行った。

### 朝日新聞

#### (1) 国後島「友好の家」（ムネオハウス）事件】

事件に関する記事の総数 13本（1面と社会面に限る）

#### a) 東京地検特捜部によるリーク

特捜部は…方針を固めた模様だ  
東京地検特捜部も…模様だ …………… 2

- b) 「関係者」として情報源を明記していないリーク  
関係者の話で明らかになった、…が関係者の話で分かった  
・特捜部と思われるもの …………… 2

東京地検特捜部によると思われるリーク表現の数  
a)+b)=4

(2) 背任（イスラエル国際学会）事件  
事件に関する記事の総数 11本

- a) 東京地検特捜部によるリーク …………… 3
- d) 事件当事者が情報源のリーク  
…した疑いが強いことが分かった（前島容疑者） …………… 1

(3) あっせん収賄事件  
事件に関する記事の総数 30本

- a) 東京地検特捜部によるリーク …………… 10
- b) 「関係者」として情報源を明記していないリーク  
・特捜部と思われるもの …………… 1
- c) その他の表現によるリーク  
…ことが分かった、…という  
・特捜部と思われるもの …………… 2

東京地検特捜部によると思われるリーク表現の数  
a)+b)+c)=13

(4) 国後島ディーゼル発電施設事件  
事件に関する記事の総数 15本

- a) 東京地検特捜部によるリーク …………… 3
- b) 「関係者」として情報源を明記していないリーク

- ・特捜部と思われるもの ..... 1
- ・特定不可能 ..... 2

c) その他の表現によるリーク

東京地検特捜部の調べや関係者の話で分かった

- ・分類不可能 ..... 1

東京地検特捜部によるとと思われるリーク表現の数

a)+b)=4      ※ b)は特捜部によるとと思われるもののみ加算

(5) 政治資金規正法違反事件

事件に関する記事の総数 13 本

a) 東京地検特捜部によるリーク .....10

b) 「関係者」として情報源を明記していないリーク

- ・特捜部と思われるもの .....1

c) その他の表現によるリーク

- ・特捜部と思われるもの .....3

東京地検特捜部によるとと思われるリーク表現の数

a)+b)+c)=14

(6) 受託収賄事件

事件に関する記事の総数 14 本

a) 東京地検特捜部によるリーク .....2

b) 「関係者」として情報源を明記していないリーク

- ・特捜部と思われるもの .....3

c) その他の表現によるリーク

- ・特捜部と思われるもの .....1

東京地検特捜部によるとと思われるリーク表現の数

a)+b)+c)=6

(7) 議院証言法違反事件

事件に関する記事の総数 5本

- a) 東京地検特捜部によるリーク .....8
- b) 「関係者」として情報源を明記していないリーク
  - ・特捜部と思われるもの .....1
  - .....
- c) その他の表現によるリーク
  - ・特定不可能 .....3

東京地検特捜部によると思われるリーク表現の数

$$a)+b)=9$$

### 毎日新聞

(1) 国後島「友好の家」(ムネオハウス事件)

事件に関する記事の総数 11本

- a) 東京地検特捜部によるリーク .....4
- c) その他の表現によるリーク
  - ・特捜部と思われるもの .....2
  - ・特定不可能 .....1

東京地検特捜部によると思われるリーク表現の数

$$a)+c)=6$$

※ c)は特捜部によると思われるもののみ加算

(2) 背任(イスラエル国際学会)事件

事件に関する記事の総数 13本

- a) 東京地検特捜部によるリーク .....2
- b) 「関係者」として情報源を明記していないリーク
  - ・特捜部と思われるもの .....1
- c) その他の表現によるリーク
  - ・特捜部と思われるもの .....1
  - ・毎日新聞社と思われるもの .....1



- d) 事件当事者が情報源のリーク  
 …明らかにした（前島容疑者）……………1

東京地検特捜部によると思われるリーク表現の数

$$a)+b)+c)=4$$

(3) あっせん収賄事件

事件に関する記事の総数 23 本

- a) 東京地検特捜部によるリーク……………5

- c) その他の表現によるリーク  
 ・特捜部と思われるもの……………4

東京地検特捜部によると思われるリーク表現の数

$$a)+c)=9$$

(4) 国後島ディーゼル発電施設事件】

事件に関する記事の総数 10 本

- a) 東京地検特捜部によるリーク……………6

- b) 「関係者」として情報源を明記していないリーク  
 ・特定不可能……………1

- c) 特捜部が情報源と思われる、その他の表現によるリーク  
 ・特捜部と思われるもの……………6

東京地検特捜部によると思われるリーク表現の数

$$a)+c)=12$$

(5) 政治資金規正法違反事件

事件に関する記事の総数 10 本

- a) 東京地検特捜部によるリーク……………3

- b) 「関係者」として情報源を明記していないリーク  
 ・特捜部と思われるもの……………2

- c) その他の表現によるリーク

・特捜部と思われるもの……………3

東京地検特捜部によると思われるリーク表現の数

a)+b)+c)=8

(6) 受託収賄事件

事件に関する記事の総数 14 本

a) 東京地検特捜部によるリーク……………2

(7) 議院証言法違反事件

事件に関する記事の総数 4 本

a) 東京地検特捜部によるリーク……………3

c) その他の表現によるリーク

・特定不可能……………3

### 読売新聞

(1) 国後島「友好の家」(ムネオハウス) 事件

事件に関する記事の総数 13 本

a) 東京地検特捜部によるリーク……………2

b) 「関係者」として情報源を明記していないリーク 2

・特定不可能……………2

c) その他の表現によるリーク

・特捜部と思われるもの……………2

・特定不可能……………1

東京地検特捜部によると思われるリーク表現の数

a)+c)=4

(2) 背任 (イスラエル国際学会) 事件

事件に関する記事の総数 14 本

a) 東京地検特捜部によるリーク……………2

- c) その他の表現によるリーク
  - ・特捜部と思われるもの ……………3

東京地検特捜部によると思われるリーク表現の数

a)+c)=5

(3) あっせん収賄事件

事件に関する記事の総数 31 本

- a) 東京地検特捜部によるリーク ……………9

b) 「関係者」として情報源を明記していないリーク

- ・特捜部と思われるもの ……………2
- ・特定不可能 ……………1

東京地検特捜部によると思われるリーク表現の数

a)+b)=11 ※ b)は特捜部と思われるもののみ加算

(4) 国後島ディーゼル発電施設事件

事件に関する記事の総数 7 本

- a) 東京地検特捜部によるリーク ……………1

b) 「関係者」として情報源を明記していないリーク

- ・特捜部と思われるもの ……………1
- ・特定不可能 ……………2

c) 特捜部が情報源と思われる、その他の表現によるリーク

- ・特捜部と思われるもの ……………1

東京地検特捜部によると思われるリーク表現の数

a)+b)+c)=3 ※ b)は特捜部と思われるもののみ加算

(5) 政治資金規正法違反事件

事件に関する記事の総数 13 本

- a) 東京地検特捜部によるリーク ……………9

c) その他の表現によるリーク

・特捜部と思われるもの……………1

東京地検特捜部によると思われるリーク表現の数

a)+c)=10

(6) 受託収賄事件

事件に関する記事の総数 10 本

a) 東京地検特捜部によるリーク……………3

b) 「関係者」として情報源を明記していないリーク

・特捜部と思われるもの……………1

c) 特捜部が情報源と思われる、その他の表現によるリーク

・特捜部と思われるもの……………2

東京地検特捜部によると思われるリーク表現の数

a)+b)+c)=6

(7) 議院証言法違反事件

事件に関する記事の総数 4 本

a) 東京地検特捜部によるリーク……………5

以下の表は新聞社別にリークソースをまとめたものである。ただし、表中の数は記事の中に出てきたリーク表現のみを扱っている。なお、上記の集計結果の「d) 事件当事者が情報源と思われるリーク」は、便宜上「鈴木氏関係者」と表記することとする。

表1 朝日新聞社のリーク表現の内訳

	ムネオ ハウス	背任	あっせ ん収賄	ディーゼル	政治資 金	受託収 賄	証言法	合計
特捜部	2	3	10	3	10	2	0	30
関係者 (特捜部)	2	0	1	1	1	3	0	8
関係者 (不明)	0	0	0	2	0	0	0	2
その他 (特捜部)	0	0	2	0	3	1	0	6
その他(特 定不可能)	0	0	0	1	0	0	0	1
鈴木氏関 係者	0	1	0	0	0	0	0	1
合計	4	4	13	7	14	6	0	48

表2 毎日新聞社のリーク表現の内訳

	ムネオ ハウス	背任	あっせ ん収賄	ディーゼル	政治資 金	受託収 賄	証言法	合計
特捜部	4	2	5	6	3	2	0	22
関係者 (特捜部)	0	1	0	0	2	0	0	3
関係者 (不明)	0	0	0	1	0	0	0	1
その他 (特捜部)	2	1	4	6	3	0	0	16
その他(特 定不可能)	1	1	0	0	0	0	0	2
鈴木氏関 係者	0	1	0	0	0	0	0	1
合計	7	6	9	13	8	2	0	45

表3 読売新聞社のリーク表現の内訳

	ムネオ ハウス	背任	あっせ ん収賄	デー ゼル	政治資 金	受託収 賄	証言法	合計
特捜部	2	2	9	1	9	3	0	26
関係者 (特捜部)	0	0	2	1	0	1	0	4
関係者 (不明)	2	0	1	2	0	0	0	5
その他 (特捜部)	2	3	0	1	1	2	0	9
その他(特 定不可能)	1	0	0	0	0	0	0	1
鈴木氏関 係者	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	7	5	12	5	10	6	0	45

ここまで、各社事件ごとにリーク表現の分類・集計を行ってきたが、リード文中に現れるだけでも、これだけの数のリーク表現が存在する。中でも特捜部が情報源と考えられるものがいかに多いかは一目瞭然である。それだけ事件報道において、情報の多くが検察という権力側から一方的に流されるものであるということが出来る。同様に、「関係者」と情報源を明示しない表現も多用されている。情報提供者が明示されないということは、情報の裏付けが不十分なまま記事に書かれているとも考えられる。そのため、記事の内容も信憑性が危ぶまれる。

以下は、鈴木氏本人が起訴されたあっせん収賄事件、政治資金規正法違反事件、受託収賄事件におけるリーク表現の方法とリークの情報源の割合をまとめたグラフである。上記の表を基に作成し、それぞれ3紙の合計数を用いて割り出した。【議院証言法違反事件】についてはリード文中にリーク表現がなかったことから、ここでは省かせていただく。

【あっせん収賄事件】

図1 リーク表現方法グラフ

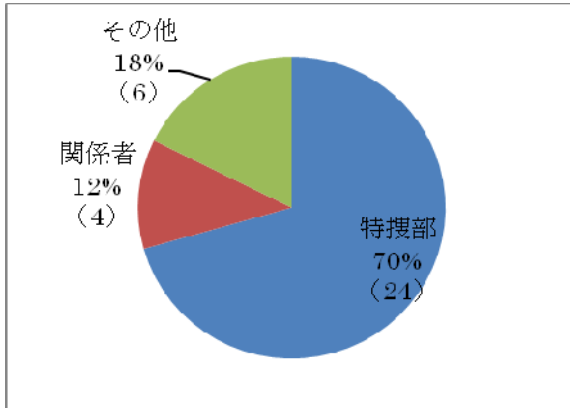
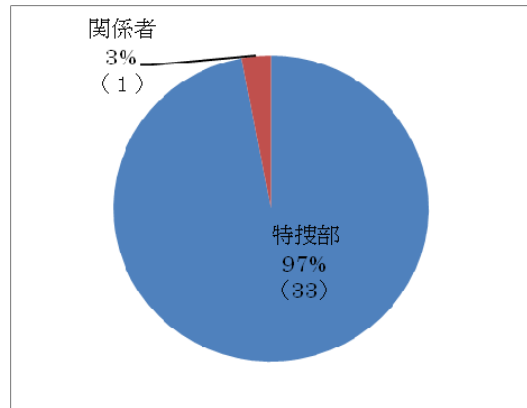


図2 リーク情報源別グラフ



【政治資金規正法違反事件】

図3 リーク表現方法グラフ

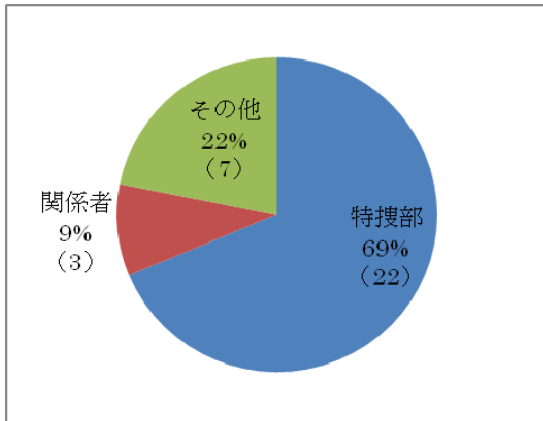
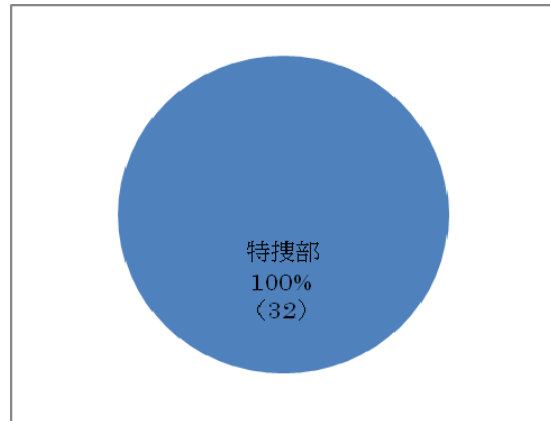


図4 リーク情報源別グラフ



【受託収賄事件】

図5 リーク表現方法グラフ

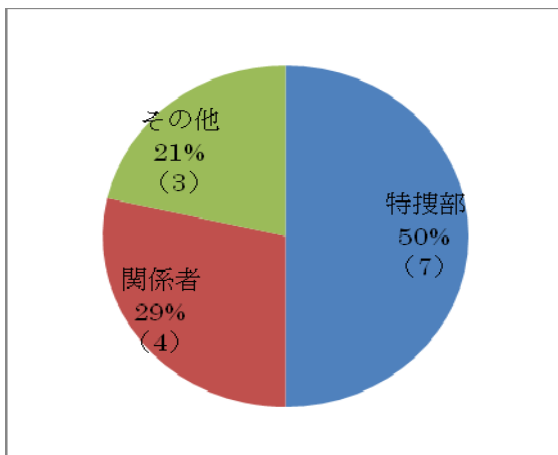
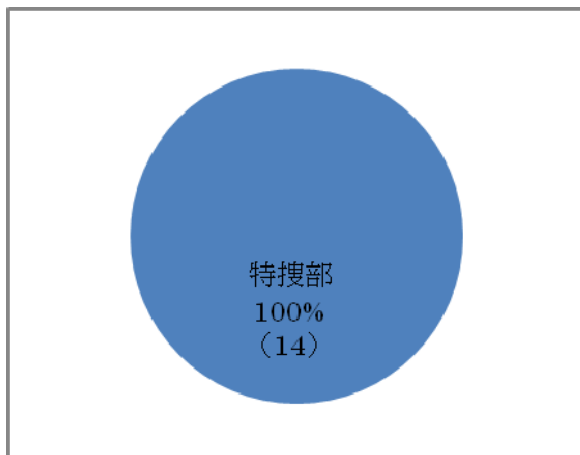


図6 リーク情報源別グラフ



グラフからも分かるように、リークの表現方法として「特捜部」の割合がどの事件でも5割を超えている。事件報道において検察・特捜部からの情報がいかに多いかを示している。受託収賄事件では「関係者」という表現のリークや「…ことが分かった」などのリーク表現が5割を占め

ている。つまり、それだけ情報源を明かさずに報じていることも多いということである。

また、リーク情報源でも圧倒的に特捜部の割合が高いことが分かる。この中には筆者の判断で記事の文脈から「特捜部」が情報源と思われるものも含まれているが、【政治資金規正法違反事件】と【受託収賄事件】のリークでは、特捜部が情報源と思われるものがすべてであった。つまり、それだけ特捜部が流したと思われる情報に依拠して書かれた記事が多いということの証明である。

### 3. 中傷的なリーク

調査期間内の記事の中には、事件についてや捜査状況に関するリークだけでなく、鈴木氏のイメージダウンにつながるようなリークもあった。ここでは、鈴木氏に負のイメージをもたらすようなリーク表現で特徴的なものをいくつか取り上げる。また、以下のように分類したうえで紹介する。

- (1) 鈴木氏の事件への関与を可能性の段階でにおわせるもの
- (2) 捜査中の事件とは全く別の事柄を引き合いに出し、鈴木氏に悪いイメージをもたらすもの
- (3) 捜査関係者の中傷発言
- (4) 鈴木氏の人格を貶めるようなもの

#### (1) 鈴木氏の事件への関与をにおわせるもの

・朝日新聞 2002.5.1 朝刊 34 面

「同 27 日、ロシア支援室庁が鈴木氏に外務省案を提示したところ、同氏は『200 もいらさないだろう。多すぎる。いっそ根室管内に限定してはどうか』と要求。室長が『根室管内ではなく道東ということではいかがか』と問いなおしたものの、鈴木氏は突っぱねた。」

・同日夕刊 15 面

『鈴木代議士が影響力を持っているとは感じていた。出来レースとの検討はついた』

#### (2) 捜査中の事件とは全く別の事柄を引き合いに出し、鈴木氏に悪いイメージをもたらすもの

・読売新聞 2002.6.27 朝刊 39 面

「関係者によると、鈴木容疑者が推した会社は、九九年十二月に設立された『チャンネルジェイ』（東京都港区）。設立の中心となった同社専務(62)は、大手マスコミの元政治記者で、鈴木容疑者とは旧知の間柄だった。」

・朝日新聞 2002.7.11 朝刊 1 面

「北方四島支援事業として 98 年に実施された国後島棧橋改修工事の発注を前に…鈴木宗男容疑者(54)＝あっせん収賄罪で起訴＝が外務省や国際機関『支援委員会』に対し、発注方法の変更や、工期の短縮を働きかけていたことが関係者の話でわかった」

#### (3) 捜査関係者の中傷発言

・読売新聞 2002.7.11 朝刊 39 面



『「疑惑のデパート」と言われていたが、捜査を進めるにつれ、「犯罪のデパート」という感触が強まっている』と検察幹部の一人。」

「別の幹部は『一件一件の口利きがすべて利権と結びついている。そんな鈴木型政治が積み重なれば、行政がゆがめられてしまう』」

(4) 鈴木氏の人格を疑うようなもの

・毎日新聞 2002.5.8 朝刊 27 面

「不正入札の舞台となった北方領土・国後島の『友好の家』（ムネオハウス）完成式典（99 年）の際、鈴木宗男衆院議員の後援企業で元請けの渡辺建設工業（北海道根室市）側が『あまりもうからなかった』などと打ち明けたため、鈴木氏が激怒し、支援委員会の発注経緯の調査を外務省幹部に指示していたことが、分かった」

・朝日新聞 2002.5.15 夕刊 1 面

「イスラエルの研究所長を 99 年に招いた際国際機関『支援委員会』から費用を捻出できなかったことを知った鈴木宗男代議士は『おれがとってきた金で呼ぼうとしたのになぜ出せないんだ』との趣旨の発言を繰り返して、外務省職員を・責していたことが関係者の話でわかった」

・毎日新聞 2002.6.20 夕刊 1 面

「鈴木議員側は、聴取が予想されたやまりん関係者に『（贈賄罪については 3 年の）時効だから、出頭しなくても逮捕されない』『検事にうそをついても偽証にならない』などと言ったという」

以上は一部を列挙しただけであるが、結果的に鈴木氏が起訴されなかった事件でも、読者があたかも鈴木氏が事件に関与していると感じるような記事を掲載することで、鈴木氏のイメージは悪くなり、悪い政治家という世論が出来上がっていったと考えられる。他の項目についても、鈴木氏の発言や言動を取り上げているが、記事が掲載されて以降の追及は行われていない。また、捜査関係者の鈴木氏を中傷する発言を掲載することで、世論はますます鈴木氏を批判するようになるだろうし、検察の捜査は正当化されることにもつながったのではないだろうか。

#### 4. 主なリーク記事の解説

ここでは、特徴的なリーク記事をいくつか取り上げ、解説を行う。

(1) 起訴されなかった事件

・朝日新聞 2002.5.3 朝刊 35 面

「関係者によると、入札手続きを事実上担当していたロシア支援室の幹部は、公告前の 99 年 5 月 27 日、業者の入札参加資格について鈴木代議士から『根室管内に限定してはどうか』と注文をつけられた。この通りに条件を設定すると参加資格があるのは渡辺建設工業だけとなった。外務省側は鈴木氏は同社に受注させたいのだろうと推測したが、このままでは競争入札が成り立たないため、「数社程度が応札できるように調整する必要がある」と考えた。そこで支援委が業者の施工能力を示す「評点」の条件を当初より引き下げることにした。」

これはムネオハウスの建設工事を巡り、外務省のロシア支援室幹部が、鈴木氏の意中の企業は「渡辺建設工業」だと付度し、同社を含む数社で競争が行われるように入札参加資格の条件を設定していたことを報じた記事の一部引用である。

外務省の支援室幹部が鈴木氏の意向を意識しており、その理由が鈴木氏から注文を付けられたことだと報じられており、鈴木氏の関与が疑われるような内容となっているが、結果的にこの疑惑で鈴木氏は逮捕・起訴されていない。

## (2) 捜査中の事件とは全く別の事柄

・朝日新聞 2002. 7. 11 朝刊 35 面

「複数の関係者の話を総合すると、鈴木議員が外務省や支援委幹部らに働きかけをしたのは 97 年 12 月ごろ。担当者がはしけの進水式の日程説明に出向くなどした際、何度も『競争入札ではなく、随意契約にするように』と指示。また、工事日程についても『自分の（長官）在任中に完成させるように』と繰り返し急がせたという」（中略）

「鈴木議員の働きかけについて、関係者の一人は『98 年 7 月には参院選があり、鈴木議員が長官時代の実績を誇示するための指示と受け止めた。催促がなければ、予定価格の上乗せはしなかった』と話している」

「複数の関係者の話を総合すると…」と書かれているということは、記者が得た情報をもとにまとめていると考えられる。そのため、情報源が曖昧で信憑性には欠ける部分がある。また、このように事件とは関係のない疑惑で、鈴木氏が己の実績のために地位を利用していたという事実を報じることで中傷し、イメージダウンにつながった可能性がある。

## (3) 起訴された事件について

・毎日新聞 2002.6.22 夕刊 9 面

「調べや関係者によると、やまりんの違法伐採の発覚で、帯広営林支局（現北海道森林管理局帯広分局）は 98 年 6 月 15 日、同社に対し随意契約の停止を通告。この後、やまりん関連会社 2 社が十勝地区の立木販売の公売で 7 件を落札した。

この落札について、当時の島村宜伸農相が、処分が骨抜きになるとして厳しい対応を指示し、同支局が 6 月 24 日に 2 社を説得して売買契約を締結しないことに同意させた。その翌日、やまりんに対して入札参加停止 7 カ月の行政処分をした。

この落札を巡る経緯やまりん側から聞いた鈴木議員は『適法に入札した業者をなぜ辞退させるのか』などと林野庁幹部に抗議したが、農相の強い意向もあり、やまりん側に有利な結論は出なかったという。」

これは、あっせん収賄容疑で逮捕された鈴木宗男氏が、贈賄側の製材会社「やまりん」の違法伐採が発覚後（98 年 5 月）に、グループ 2 社が購買物件の落札を林野庁の意向で辞退させられたことに対して、「違法な入札ではないのに言語道断だ」などと再考を求めていることを報じた記事の一部引用である。

記事の大部分が上記のように調べや関係者による情報で、リーク情報ばかりで書かれた記事と

考えられる。「調べや関係者によると…」と情報源がまとめられている点に注目したい。「調べによると…」であった場合は情報源が特捜部であると想像できるが、このようにまとめてしまうことで情報源はあいまいになる。様々ところから入手した情報を新聞社側がまとめている可能性もあると思われる。

・読売新聞 2002.8.1 夕刊 1 面

「関係者によると、鈴木被告は北海道沖縄開発庁長官だった一九九七年九月から九八年七月にかけ、北海道開発局幹部に対し、同開発局発注の複数の港湾工事を島田建設に受注させるよう指示。これを受け、幹部は指示された工事の指名競争入札が近づくたびに、地元の建設業界に同社を落札業者とする意向を伝えていたという。他の参加業者は、わざと高値で応札するなどして、島田建設が受注できるよう談合に協力していたという。開発局幹部は特捜部に対し、『天の声』を出して官製談合を重ねていたことを供述している。」

これは、北海道開発局発注工事を巡り、同開発局の幹部が鈴木氏の指示で、後援企業の島田建設を落札業者に選定する「天の声」を地元建設業界に出していたことを報じた記事の一部引用である。

この記事も内容はほぼ関係者や特捜部からの情報に依拠しており、リーク情報ばかりである。当時、鈴木氏は島田建設から同開発局の工事を受注できるよう口利きを依頼され、その見返りに計 600 万円のわいろを受け取った疑いが持たれていた。同日午後に再逮捕が控えていることも見出しにあり、逮捕へ向けこの記事を通して鈴木氏が島田建設に便宜を図っていたことを決定付ける意味もあったのではないだろうか。

(4) 拘留中の様子について

・読売新聞 2002.8.22 朝刊 35 面

「関係者によると、取り調べ室や単独房にはメモを持ち込めないため、鈴木被告は検事から聞かれた内容を必死に記憶しようとしていたという。また、取り調べ時間が不当に長くないかをチェックするため、その開始と終了の時間を気にしている様子だった。取り調べの合間の雑談では、聞かれもしないのに過去の衆院選についてまくしたて、自分から感極まって涙を流す場面も。拘留所内では NHK のニュースが唯一の情報源だが、接見の弁護人を通じて、新聞報道などを知ることができるため、雑談の話題は、政界の動きからマスコミ報道まで多岐にわたっているという。」

これは、島田建設から不正な口利きを依頼されたことや、わいろの授受について鈴木氏が容疑事実を全面的に否認したまま追起訴されたことを受けて、鈴木議員の検察に対する抗戦状態について報じた記事の一部引用である。

当時鈴木議員は 6 月 19 日にあっせん収賄容疑で逮捕されてから 64 日間拘留所で過ごしており、保釈請求もしていなかった。取り調べの時の状況を報じていることから、情報源は特捜部とも考えられる。過酷な状況に置かれている中で鈴木氏が必死になっている様子を報じるのは、読者には無駄な抵抗のように映ることもあるのではないだろうか。また、聞いてもいない話をして泣きだすという情報は、鈴木氏を見下しているようにも思える。

## 5. まとめ

3紙全体を通して、本件の特徴として3点挙げられる。

1つ目に、各事件とも捜査着手の報道があつてから逮捕までの期間が1日から1週間程度と短いことが挙げられる。逮捕前というよりも、逮捕後から起訴までの間に多くのリークが報じられていた。それにより事件の全体像が明らかになるとともに、鈴木氏の言動が取り上げられた記事も増え、中傷的な批判に当たるリークや、事件関与をにおわせるリークも増えていった。

次に、関与が疑われるとして報じられた事件は7件あるが、結果的に鈴木氏本人が起訴された事件はそのうちの4件のみだったことが挙げられる。「鈴木氏の関与を含め…疑惑の解明を図る」「鈴木宗男衆院議員の側近…」などのリーク表現が何度も出てきていたにも関わらず、起訴に至らなかった事件があるというのは、検察側が鈴木氏をひとつでも多くの事件で逮捕しようとするあまり世論作りのために流したリークとも考えられる。捜査は秘書や関係の深かった外務官僚の逮捕など、鈴木氏の外堀を埋めていく形で進められており、あっせん収賄に着手した際は「ついに本丸に着手」などと報じられたりもした。関与がありそうだというリークによって世論が鈴木氏摘発に期待を寄せるように誘導された感もある。

そして最後に、リーク情報の多さは事件の捜査報道だけでなく、中傷的な鈴木氏の個人批判にまで広がりを見せており、上述したように様々な形の中傷リークがあつたことが挙げられる。これにより鈴木氏に対する嫌悪感が世論に生まれたと考えられる。事件関与の疑惑だけでなく、国民側からして受け入れがたい言動を報じることで鈴木氏には二重のダメージとなり、世論はますます摘発支持へと高まっていったと考えられる。

本件では新聞（マスコミ）が検察リークを報じることで、鈴木氏は悪い政治家というイメージが強まり、その世論に押されるようにして、検察のさらなる捜査、鈴木氏への追及が行われたと考えられる。そうだとすれば、マスコミが検察リークの尻馬に乗り次々と報じたため、検察にとって捜査を進めやすい環境（世論）が生まれたと言える。記者が情報を取ってきて記事にしているようで実は検察権力に利用されていることもありうる。この点が検察という情報源に頼った報道を行うことでの問題点の1つである。

## 第七章

### まとめ

本研究を通じて、分かったことが2点ある。まず、事件報道において情報源を明示せずに報じられたことがいかに多いかということが明らかになった。リーク情報によって書かれた記事は、ほとんどリーク元を明らかにしていない。「関係者によると…」などの表現が多用されており、情報を提供した身元が割れないようにしている。そのため、裏付けのない信憑性があいまいなまま報道がされていると考えられる。

一方で、文脈からリーク元を推測できる記事も存在した。それなのに「関係者によると…」などと情報源をぼかすのは、マスコミの責任逃れに他ならない。情報源をぼかすことで誰が発言者かを特定できなくすることは、その情報が間違っていたことが後に明らかになっても、報じたマスコミ側を批判することは難しいということである。つまり、情報源さえぼかしておけば批判されることはなく、「書き得」になるということである。

次に「東京地検特捜部」「大阪地検特捜部」などの捜査を行う検察側からのリークの多さも目立った。今回の調査ではあえて検察が捜査に動いた事件を対象としたが、それにしても検察側から提供されたと思われる情報の多さは各調査結果のデータからも明らかである。この点から、検察側が世論操作を狙って意図的にリーク情報を流していたことが強く疑われる。検察は自らのリーク情報を右から左に報じるメディアによって容疑者に対する負のイメージを世論に浸透させ、摘発への期待を高めていったと考えられる。つまり、メディアの力を利用して、捜査を進めていったとも言えるのだ。メディアが検察から受け取る情報を検証しないばかりに、検察の「見立て捜査」にメディアが利用されることもあるということである。

このように事件報道において情報を握る検察などの権力側とそこから得られた情報をほぼそのまま報じるメディアの構図が明らかになった。構図が出来上がる原因については2章で述べた通りである。

この問題点について我々は以下の点を提言したい。それは、情報の受け取り手である私たちの意識改革が必要であるということだ。私たちはメディアが流す情報は事実であると無意識に受け入れがちであるが、流れてくる情報をそのまま鵜呑みにするのではなく、自ら疑い、考え、判断するメディアリテラシーを個人が養う必要があると我々は考える。メディアが権力側からの情報に依拠した報道を改める必要もちろんあるが、検察がリークを流す理由はメディアからの情報を鵜呑みにする私たちの体質にもある。だからこそ、私たち一人一人が情報を見極めるという意識を持つ必要があるのである。

## おわりに

～村木事件—村木厚子と虚偽有印公文書作成事件：原口諒子～

私が担当した村木事件は、今回取り上げた4つの事件の中で唯一、今プロジェクトの立上げ以前に検察のでっちあげによる不当逮捕であったことが判明していた事件だ。前もって「村木氏は無実である」という事実を知っていたからだろう、分析を進めていくにつれて検察とメディアに対する不信感は募るばかりだった。検証していくと、事実無根のリークを垂れ流す検察やリークに飛びつき面白可笑しく書き立てるメディアの負の面ばかりが露呈してきたため、両者に対する信頼感が失われていった。新聞を読んでもテレビでニュースを観ても、その負の面が脳裏にちらつき、「本当にこの人が犯人なのか」「裏で工作されているのではないか」と信用できなくなっていた。

そして一方で、メディアが流す情報をただ享受しているだけの我々にも問題があったのではないかと強く思うようになった。もちろん、検察は強大な権力を持っているからこそ慎重に慎重を重ねた捜査をしなければならないし、メディアは検察に頼り切った報道から脱出して失われつつあるジャーナリズムへの信頼を取り戻さなくてはならない。

しかし同時に、情報の受け取り手である我々がメディアリテラシーを育てる必要がある。我々がメディアからもたらされる情報を精査し、報道内容に対し批判的な目で検証することで、世論操作という検察の目論見を防ぐことが出来るし、メディアも従来の報道の仕方・内容を考え直さなくてはならなくなる。我々が彼らを変えることができるかもしれないのだ。今プロジェクトで検証した検察とメディアが抱える問題点を他人事のように思うのではなく、まぎれもなく我々も関与しているのだということ認識しなければならない。

～陸山会土地購入問題：伊藤舞～

本論文を執筆中の現在も（2010年12月）、小沢一郎氏を国会に招致し、政治資金管理について説明責任を果たせという報道がなされ、国民も「小沢氏は説明責任を十分に果たしていない」と小沢氏を非難する声大きい。しかし、私は本論文を書くための調査を通して、いかに報道によって世論が作られていったのかを目の当たりにすることになった。

検察は捜査を思い通りに進めやすい世論をつくるという意図のもとに、マスコミにリークをする。マスコミは裏づけもなしに、ほとんど検察のリーク情報に基づいて書くことにより、紙面は「小沢＝金に汚い」のオンパレード。直接的に事件に関係ない事柄についても、小沢氏にマイナスイメージがもたらせるものであれば記事に書かれていた。

さらに、検察は土地購入事件の中核は、石川氏らが起訴された政治資金収支報告書の虚偽記載ではなく、水谷建設からの違法献金があった。その検察の意図のままに、マスコミも検察のリーク情報によって、虚偽記載から違法献金へと報道の焦点をシフトさせていった。ほとんどの記事がリーク情報に基づいて書かれており信憑性も低く、新聞社によって伝える情報は異なっていた。虚偽記載についても、石川氏は「小沢氏が虚偽記載について了承をしていた」と供述したという読売新聞の報道は「誤報」（上杉隆『暴走検察』）であったと思われる。このように、マスコミが

検察のリーク情報を垂れ流しにしているため、世論が検察の都合よく形成されていくのである。

検察に対しても、不可視化性のもとに取調べをし、検察が描いたストーリーに沿って調書を作成するなど、検察の捜査手法にも疑問を持たざるを得ない。2010年9月23日の朝日新聞によると、石川氏は収支報告書に虚偽の記載はしていないと、今までの供述を否定する供述を始めたようである。そこで「調書は記憶があいまいな中で、検事に誘導された」と話している。今回の土地購入問題でも、検察の違法な捜査が行われた可能性がある。

検察はリーク情報をマスコミに流すことによって世論を操作し、マスコミは検察からのリーク情報によって、マスコミが記事を書く。この検察とマスコミの癒着構造の危うさを、村木事件をきっかけにして国民は気付き始めている。このまま癒着構造のもとでの恩恵を両者が享受し続ければ、国民の信頼を失墜させることになりかねないことに危機感を持つべきだ。

～小沢一郎氏の西松建設違法献金事件：竹下恵美～

分析を通して、新聞の情報というのは正確な情報を載せているものだと思っていたが、情報源を明らかにしないまま可能性や予測のような書き方で報じられている記事の多さに驚かされた。また、新聞社(朝日、毎日、読売)による報道の情報源には偏りがあることがわかった。そして、特に検察からの情報に頼りきりになり、その情報を裏付けをとらないまま垂れ流すような報道が行われている事件があった。

メディアは正しい情報を流すための努力が必要であるが、今までのメディアと検察(警察)のつながり方をクリアにしていくのはすぐにできることではない。ならば、情報の受け手である私たちがメディアから得る情報を鵜呑みするのではなく、本当に正しいかどうか疑ってかかることが必要である。そのためにも、ひとつの事柄に対して複数の情報にあたり、多角的な見方をするのが大切なのではないだろうか。

～堀江貴文氏に関するライブドア事件：山本亜里～

今回、ライブドア事件を担当してみて、いかにリークの情報が多いかが分かった。また、その情報源の曖昧さも目立った。リークは検察や、関係者からの重要な情報であって、リーク自体が問題ではないが、「関係者によると・・・」とは、どこの関係者なのか、「・・・が分かった」などは、どこから分かった情報なのか、記事を読んでいて疑問に思うことがよくあった。しかし、内容をよく見れば検察にしか知り得ない情報や、内部関係者にしか分からないような内容であることがわかる。読んでみれば分かるのだから、「関係者によると・・・」などでぼかす必要もないはずだ。どこの関係者なのか、どこから得た情報なのか実名を出す必要もないが、そこだけでもはっきりさせてほしいと思った。どこからの情報なのかはっきりすれば情報の信憑性も上がるのではないだろうか。

また、マスコミが報道する情報により世論を誘導することについて、改めてマスコミの強力さを感じた。可能性の段階であるはずなのに、報道して容疑を強めるような報道、外部からの批判的な評価、容疑者の人格を中傷するような報道など容疑者へマイナスイメージを与える記事が多かった。検察の世論操作のためのリーク、マスコミもそれをそのまま報道していた可能性も高い。こうしたことによりライブドア事件のように、ライブドア、容疑者に払拭できない悪いイメージを与えてしまった。

何が真実なのか、実際には当事者にしか分からない。マスコミは国民の知る権利のための重要な機関であって、リークや発表で降りてきた情報をそのまま報道するだけでなく、それがほんとうに真実なのか、取材をし、裏付けが取れるものを報道してほしい。

また、受け手側にも問題はあのではないか。検察に対し、批判できるのはマスコミだけである。しかしそのマスコミは情報を検察からもらわなければならない。この構造的な問題を解消することはできないから、私たち受け手側もこれが本当に真実なのか、疑うことも必要だ。そのためにも情報を取捨選択するメディアリテラシーの能力が必要となってくる。報道に流されがちになってしまいが、受け手側の批判、評価も検察やマスコミに対する監視になるのではないだろうか。

～鈴木宗男氏に関する一連の事件：原本裕民～

今回の研究を通じて、リーク情報の報道がいかに多いかということだけでなく、検察・マスコミそれぞれが抱える組織的問題、両者の力関係による問題など、さまざま側面から事件報道について考えることが出来た。その結果、個人的にマスコミの報じる事件報道の信憑性についてかなり疑いを持つようになった。

この研究の調査中、鈴木宗男氏は最高裁の決定により収監されることとなったが、自らの潔白を体を壊しながらも訴え続けていた。今となっては真実は本人にしか分からないものとなってしまった。だが、調査結果に現れたように多くのリーク情報が当時流れていたことを考えると、鈴木氏に関する疑惑や逮捕・起訴は真実を物語っているのか疑わざるを得なくなった。検察とマスコミが事件報道と世論に与える影響を痛感した研究となった。

だからこそ、私たち情報の受け取り手が流れてくる情報の中から何が正しいのか、自らの頭で判断することの必要性を強く感じた。私たちがメディアから流れてくる情報を鵜呑みにするからこそ、検察などの権力側はリークを流し、マスコミによって世論操作・誘導を行うのである。そうだとすることは、私たち一人ひとりが情報を自らの判断で取捨選択することが出来れば、検察の思惑通りに捜査が進められるような異常な事態は回避され、村木事件のような新たな冤罪を生むことも防げると思う。また、私たちの冷静な判断がメディア側の報道のあり方を問うことにもつながると私は信じる。

検察などの権力側が情報を流し、それを右から左にメディアが報じているような状況の中では、メディアは報じているようであっても実は権力側の情報操作の一端を担わされているだけかも知れないのである。私たちはこの点をしっかりと踏まえたくえで報道と向き合う必要があるのではないかと感じた。マスコミ側にこれまでの報道姿勢をすぐに転換しろということは難しいだろう。しかし、私たちの意識改革は今すぐにでも出来ることだと思う。調査を通して最後には、一人一人の判断がこれまでの事件報道を変えるかもしれないと希望が持てた。



## 参考・引用文献

- 伊藤惇夫（2003）『永田町 権力者達の情報闘争』、光文社。
- 井上泰浩（2004）『メディア・リテラシー』、日本評論社。
- 梶山天（2010）『違法捜査』、角川学芸出版。
- 魚住昭（2010）『冤罪法廷』、講談社。
- 今西憲之（2010）『私は無実です 検察と戦った厚労省官僚村木厚子の445日』、朝日新聞出版。
- 上杉隆（2010）『暴走検察』、朝日新聞出版。
- 青木理（2008）『国策捜査』、金曜日。
- 石塚健司（2009）『「特捜」崩壊 墮ちた最強捜査機関』、講談社
- 三井環（2009）「闘いはこれからだ！」『創』1月号、130-133。
- 浅野健一（2009）『「発表もの」しか書くなという『道警裏金追及』地裁判決』『創』6月号、112-117。
- 高野孟（2009）「大マスコミはどこまで検察に追従し続けるのか」8月号、68-78。
- 桂敬一、魚住昭、原壽雄、豊秀一（2010）「検察報道で批判を受けた新聞ジャーナリズムが直面した危機とは」『創』4・5月号、30-45。
- 三井環（2010）「闘いはこれからだ！」『創』4・5月号、134-137。
- 今西憲之（2010）「証拠改ざん！暴かれた検察庁の内部腐敗」『創』11月号、102-111。
- 今西憲之（2010）「村木厚労省元局長の裁判で明らかにされた検察の杜撰」『創』6月号、120-127。
- 畠山理仁（2010）「記者会見解放をめぐる各省庁現場での攻防」『創』8月号、68-75。
- 上杉隆、神保哲生、高田昌幸（2010）「崩壊しつつある記者クラブ制度と大手マスコミの特権」『創』、52-63。
- 日本弁護士連合「取調べの可視化（取調べの全過程の録画）実現」[http://www.nichibenren.or.jp/ja/special\\_theme/investigation.html](http://www.nichibenren.or.jp/ja/special_theme/investigation.html)（アクセス日 2010年1月18日）。
- 堀江貴文（2009）『徹底抗戦』、集英社。
- 鳥賀陽弘道（2010）「検察さまの力が生んだ新聞の『書き捨て御免』」、『Japan Business Press』<http://jbpres.ismedia.jp/articles/-/4967>（アクセス日 2011年1月10日）。
- 鳥賀陽弘道（2010）「ついに崩壊した新聞と検察の『共存共栄モデル』」、『Japan Business Press』<http://jbpress.ismedia.jp/articles/-/4931>（アクセス日 2011年1月19日）。
- 「民主党・小沢元幹事長の政治資金問題」、『Yahoo! Japan ニュース』<http://dailynews.yahoo.co.jp/fc/domestic/rikuzankai/>（アクセス日 2011年1月19日）。
- 『陸山会』土地購入事件』、『時事ドットコム』[http://www.jiji.com/jc/v2?id=20100123ichiro\\_ozawa](http://www.jiji.com/jc/v2?id=20100123ichiro_ozawa)